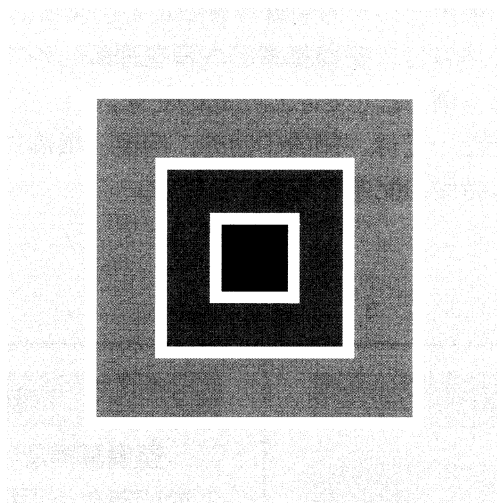


施設整備
マニュアル編



Ⅳ 施設整備マニュアル編

● マニュアルの見方

このマニュアルは原則として見開きの構成をとっています。

左ページには、福祉のまちづくり条例施行規則で規定する施設整備基準及びその解説の文章を、右ページにはこれらの例示としての図解を表記しています。

解説や図解で現している内容は、整備基準の内容を理解しやすいようにしたもので、施設整備にあたっての標準となる「例」として示したものです。

具体的な施設の設計にあたっては、施設の目的、用途、構造などに応じて、障害者、高齢者等がより利用しやすいよう特段の配慮をお願いします。

● ページ構成

整備項目の名称	整備基準図解
<p>● 一般都市施設整備基準</p> <ul style="list-style-type: none">・ 条例施行規則で規定されている基準を掲げてあります。	<ul style="list-style-type: none">・ 整備基準及び整備基準解説に基づき設計にあたって標準となる図を示してあります。・ 図は、次の内容で構成しています。<ol style="list-style-type: none">① 図の名称；表題② 図の解説；整備基準解説以外に図の意図を伝える必要のあるものに解説を簡潔に表記しました。③ 配慮ポイント；望ましい水準で表した内容以外で図が意図するその他の配慮ポイントを表記しました。④ 引出し線；建築物等の部位を表記しました。数字は参照する整備項目を示しています。⑤ 寸法線による数値；整備基準で規定された数値以外に、設計上必要と判断できる数値を表記しています。
<p>● 指定施設整備基準</p> <ul style="list-style-type: none">・ 条例施行規則で規定されている基準を掲げてあります。 <p><整備基準解説></p> <ul style="list-style-type: none">・ 整備項目として掲げられる部位等を整備するための基本となる考え方を<基本的考え方>として最初に掲げてあります。・ 基準の内容を逐条解説的に<整備基準解説>として掲げてあります。	
<p>● 望ましい水準</p> <ul style="list-style-type: none">・ 整備基準を遵守した上で、障害者・高齢者等がより快適に施設を利用することができるようにするために<望ましい水準>として掲げてあります。	

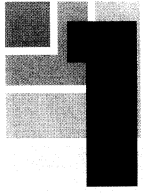
建築物



1

●基本的考え方

すべての人が快適に施設を利用するためには、施設に入ることができるだけでなく、利用する居室までの通路や出入口、利用する居室から便所などの諸室までの通路を確保することが重要である。そのため、建築物には、駐車場から出入口や利用する居室、車いす利用者等対応の多目的便所まで連続した経路である「利用円滑化経路」を1以上確保することが重要である。また、諸室は、障害者、高齢者等が安全で分かりやすく、利用しやすい構造になるよう配慮する。



敷地内通路

一般都市施設整備基準

道路から主要な出入口に至る敷地内通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。

指定施設整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。
 - ウ 傾斜路を設ける場合は、7の項(1)に定める構造に準じたものとする。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。
 - ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。
 - オ 敷地内通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ちこまない構造のふたを設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

敷地内通路とは、道路から建築物の出入口までの通路をさしている。建築物内が整備されていても敷地内通路に段差等の障壁があれば障害者、高齢者等には利用することができない場合も生じる。そこで、敷地内通路は障害者、高齢者等が通行できる幅員をとり、段差を解消し、すべての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう配慮する。

(1) すべての敷地内通路の構造

ア 路面

(ア) 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとする。

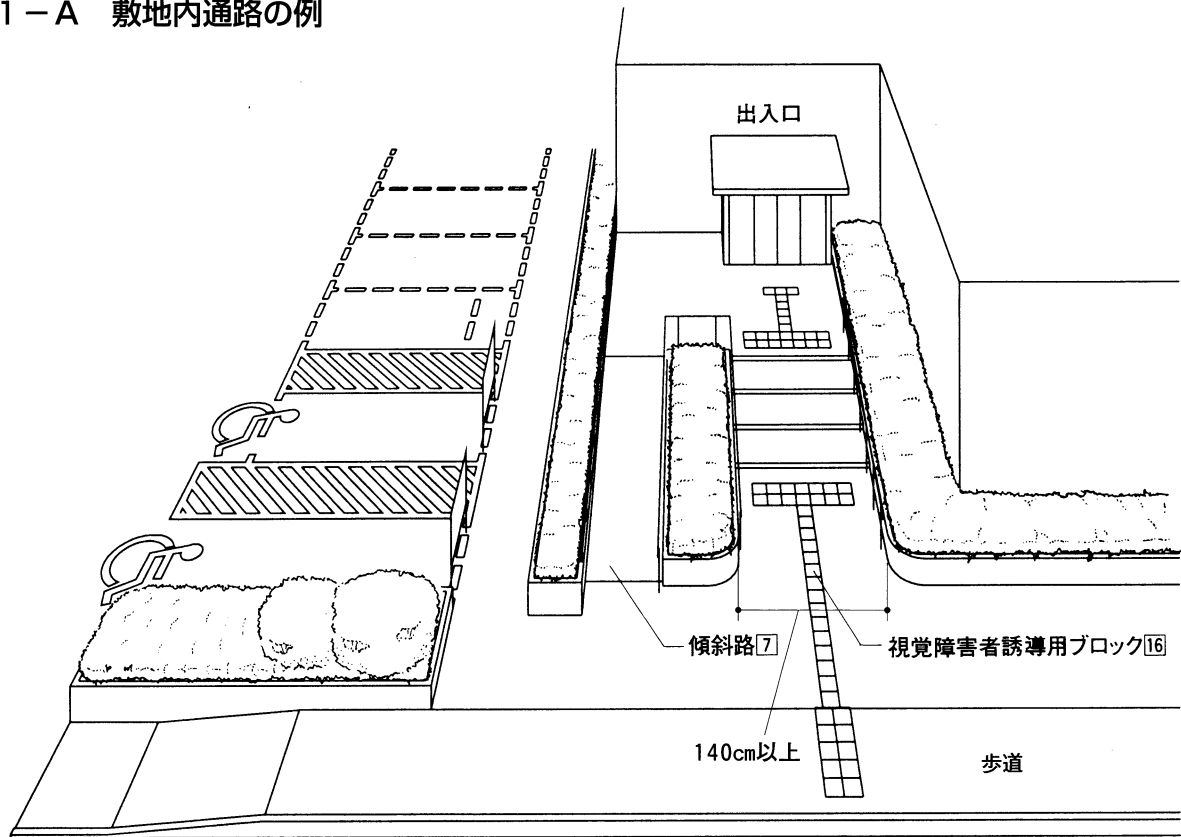
(イ) 砂利敷きや石畳は車いすでは動けないので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。

図面番号

→〔図1-A〕

〔図1-E〕参照

図1-A 敷地内通路の例

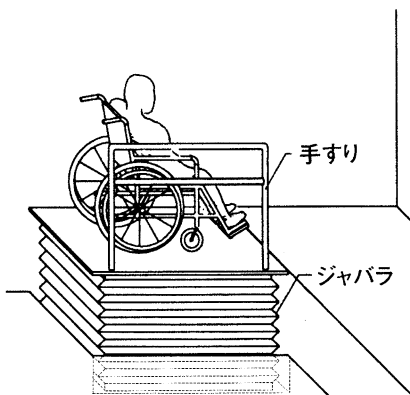


敷地内には段を設けない。やむをえない場合には、傾斜路を設ける。

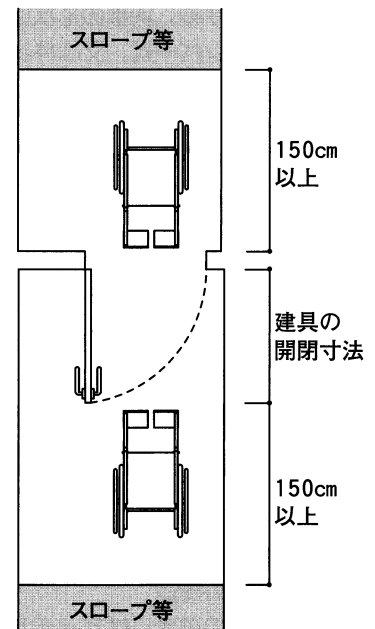
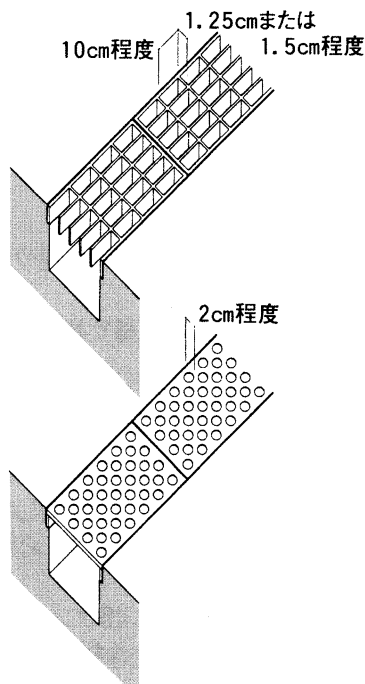
図1-B 段差解消機の設置例

図1-C 排水溝の溝ふたの構造

図1-D 戸の前後の構造



危険防止のためジャバラを設ける。



イ 段

6の「階段」の項を参照。

ウ 傾斜路

7の「傾斜路」の項を参照。

(2) 利用円滑化経路上の敷地内通路の構造

ア 幅員

(ア) 140センチメートルは、車いすと歩行者が対面してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できる寸法である。建築物内の廊下の有効幅員との整合を図る。

(イ) 140センチメートルの規定の適用については、横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号、~~以下「基準条例」という。~~）第28条第2項の規定により幅員150センチメートル以上の敷地内通路を設けなければならない場合はこの限りでない。

イ 段

(ア) 単独で行動できる車いす使用者、または介助者1名での行動をとる車いす使用者を前提とし、その円滑な歩行を可能とするため、段を設けない整備基準を設けた。

ただし、歩行が可能である高低差2センチメートル以下のものは、段とみなさない。

(イ) 段差解消機は、敷地面積が狭く傾斜路が取りきれない場合等に設置が考えられる。

ウ 車いすの転回

車いすの転回に支障がない場所は、最低でも幅140センチメートルのスペースが必要となる。なお、180度方向転換するためには、幅140×奥行170センチメートル必要であり、360度方向転換するためには、幅150×奥行150センチメートルが必要である。

エ 戸の構造とその前後の高低差

(ア) 戸の構造

ア 障害者、高齢者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。

イ 把手は、障害者、高齢者等が使いやすい高さ（床面から90センチメートル程度）に設ける。把手の形状は、円形（握り玉）のものは操作が困難な人もいるので避け、レバー式、又は棒状のものとする。

ウ 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、障害者、高齢者等が利用しやすいように設定する。自動開き戸は好ましくない。

エ 回転扉は車いす使用者、視覚障害者、高齢者等の通過が困難であり、回転扉を設ける場合はそれ以外の形式の戸を別に設ける。

オ 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。

カ 手動扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉スペースを確保する。

キ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにする。

(イ) 戸の前後の段

ア 水処理の関係から多少の段が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないようにする。

イ 戸を開閉する際に車いすが待機できるための水平なスペースを確保する。有効寸法として、自動扉又は引き戸の場合は150センチメートル以上、開き戸の場合は建具の開閉寸法+奥行150センチメートル以上が原則として必要である。

オ 溝ふたの構造

格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

→〔図1-B〕参照

→〔図1-D〕参照

→〔図1-C〕参照

望ましい水準

(1) 敷地内通路の構造

ア 幅員

道路から主要な出入口に至る敷地内の通路の有効幅員は、180センチメートル以上とする。

イ 高低差

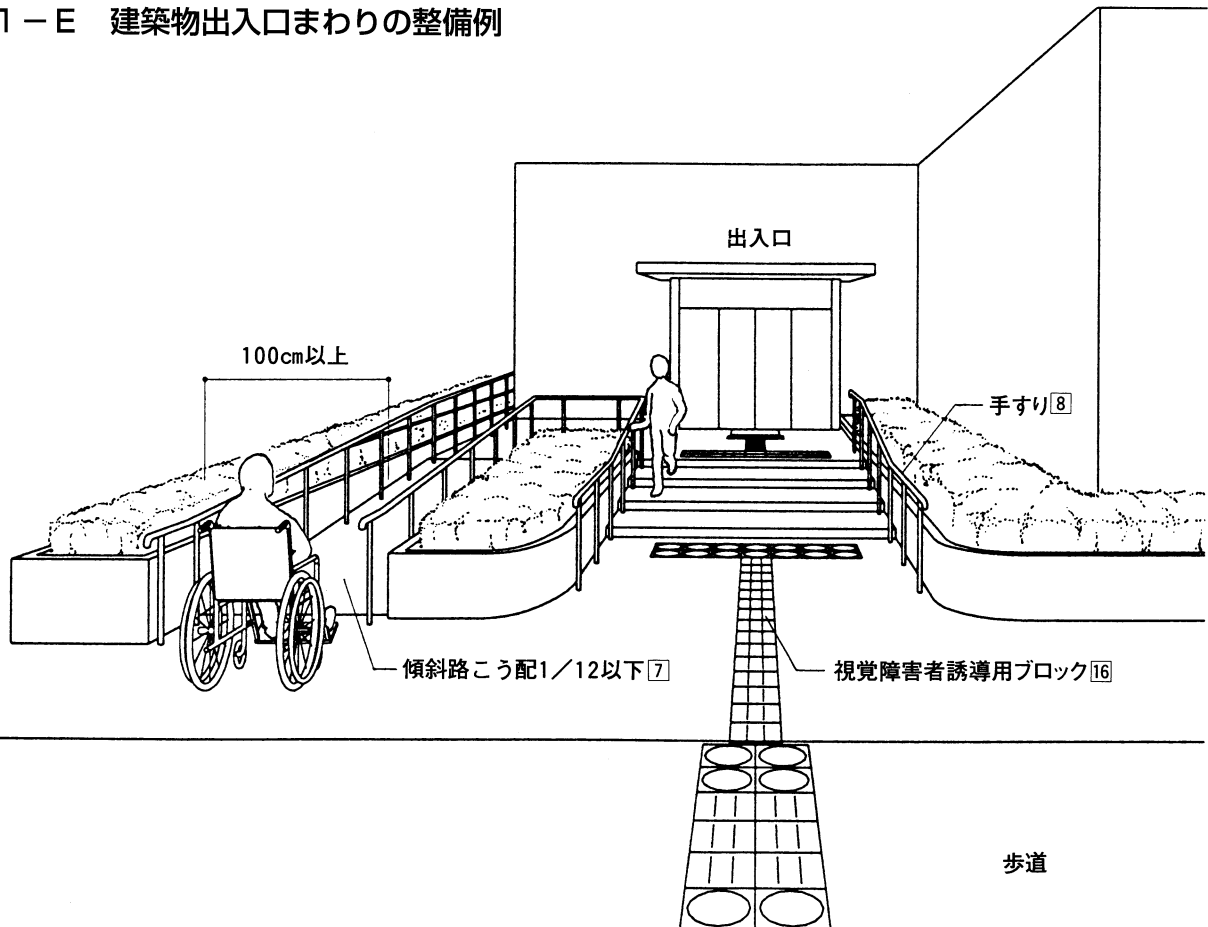
高低差の生じる場所については、その前後に色等の対比により変化をつける。

○ その他の事項

歩行者通路と車通行路は交差させない。歩行者通路と車通行路とが並接する場合は、ガードレール等により歩行者の安全を確保する。

→[図1-A]参照

図1-E 建築物出入口まわりの整備例



2

駐車場

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。

- (1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの駐車区画については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。
- (2) 水平な場所に設けること。
- (3) 建築物の出入口に近接した場所に設けること。
- (4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
- (5) 道路から駐車場へ通ずる出入口から駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。
- (6) 駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、1の項(2)に定める構造に準じたものとすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

自動車は、障害者の外出の際の交通手段として重要である。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっていることに着目する。外出先の施設において、駐車場が整備されているかどうか、安全に利用することができるかがポイントとなる。また、車いす使用者用駐車区画の確保には車いす使用者自身が運転する場合と、同乗する場合を想定し配慮する。

(1) 駐車区画の寸法

車いす使用者が安全に車いすと自動車の座席の間を乗り移るには、標準駐車区画(250×500センチメートル以上)に乗降用スペースを合わせた広い駐車区画(370×600センチメートル以上)が必要となる。

(2) 水平な場所

車いすと自動車の座席との乗り移りの際に、車いす使用者が体勢を安定でき、車いすが動かないように傾斜した場所には設けない。

(3) 設置場所

他の自動車の動線と車いす使用者の駐車区画からの動線の交差を避けるために、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設けることが必要である。

(4) 案内の表示

ア 出入口に表示を設けることにより、車いす使用者の駐車場の利用の利便性を図る。

イ 車いす使用者用の駐車区画は他の駐車区画と明確に区分できるように駐車区画の床面に「国際シンボルマーク」を塗装するか、運転席から見やすい位置に立札等を設ける。

(5) 誘導の表示

特に駐車区画が多数あり、複数階にわたる複雑な構造をもつような大規模な駐車場にあっては、出入口から駐車区画までの誘導の表示が必要となる。

図面番号

→ [図2-A] 参照

→ [図2-B]
[図2-C] 参照

図 2 - A 駐車場の整備例

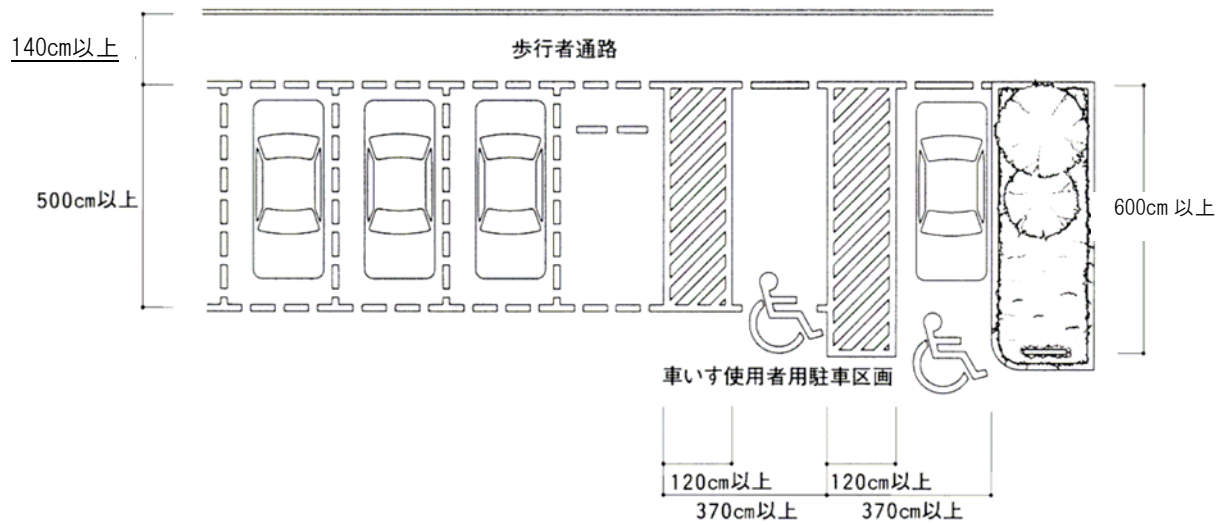
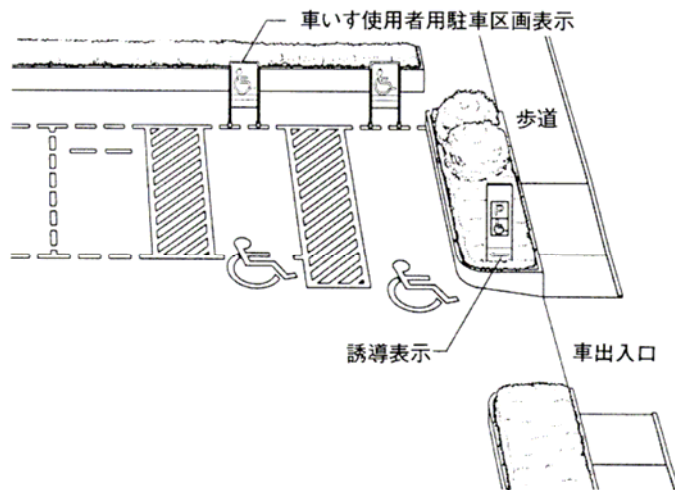
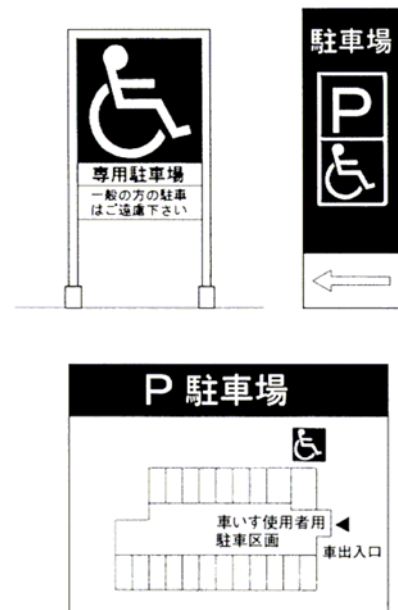


図 2 - B 駐車場への誘導表示の例



床面へのマークの位置に留意する。

図 2 - C 駐車場表示の例



(6) 通路

屋内駐車場にあってはエレベーターホール入口等までの通路に適用する。その他の構造は、1の「敷地内通路」の項(2)を参照。

望ましい水準

(4) 案内の表示

出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車区画の満空表示を設ける。

○ その他の事項

駐車区画は建築物内に設ける。

<参考：駐車場条例の適用>

駐車場の整備項目について、横浜市駐車場条例（昭和 38 年条例第 33 号）の規定に該当する建築物の駐車場は、同条例の適用を受けるので、担当窓口との協議が必要である。

「駐車場条例と福祉のまちづくり条例との主な相違事例」

・ 2 台目からの駐車区画についても、奥行 600 センチメートル以上とする（駐車場条例第 11 条第 2 項参照）。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準

この望ましい水準は、福祉のまちづくり条例で定める整備基準に合わせ車いす使用者用駐車区画を整備することを基本として、当該駐車区画を必要としている方がより利用しやすい環境をつくるために努めるべき対応をまとめたものです。

○障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークの表示

障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークを使用して、車いす使用者等のための駐車区画であることを表示します。表示方法に関しては、周囲に自動車が駐車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさと設置します。また、路面における表示は、車がとまっても隠れない位置にマークを塗装することとします。

○掲示物による注意喚起

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を抑制するため、掲示による注意を促します。また、加えて、幅の広い駐車区画の必要性を示し、必要のない方は他の駐車区画を利用するように誘導掲示を行います。

○車いす使用者用駐車区画に三角コーン等を置く場合の対応

駐車区画の中央に三角コーンを置くことは、車いす使用者等にとり、自動車を他の場所に一旦とめ、コーンを退ける作業が必要であったり、コーン自体が重く移動できなかつたりし、駐車できないケースがあります。

三角コーン等は駐車区画中央部に置くのではなく、駐車区画横のゼブラゾーンに置き、車いす使用者等が自動車から降り建築物の出入口に至る動線に影響がない位置に配置します。

なお、不適切利用を防止する意味で駐車区画中央部に三角コーン等を配置する場合は、すぐに係員等がそれを移動できる体制を整えます。

○駐車区画の色分け ※

車いす使用者用駐車区画と一般駐車区画を区別し目立たせるため、路面塗装で色分けをします。

○駐車場係員等による声かけ ※

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、係員等の巡回など、利用状況の把握に努め、必要に応じて適正利用の声かけを行います。

○啓発活動 ※

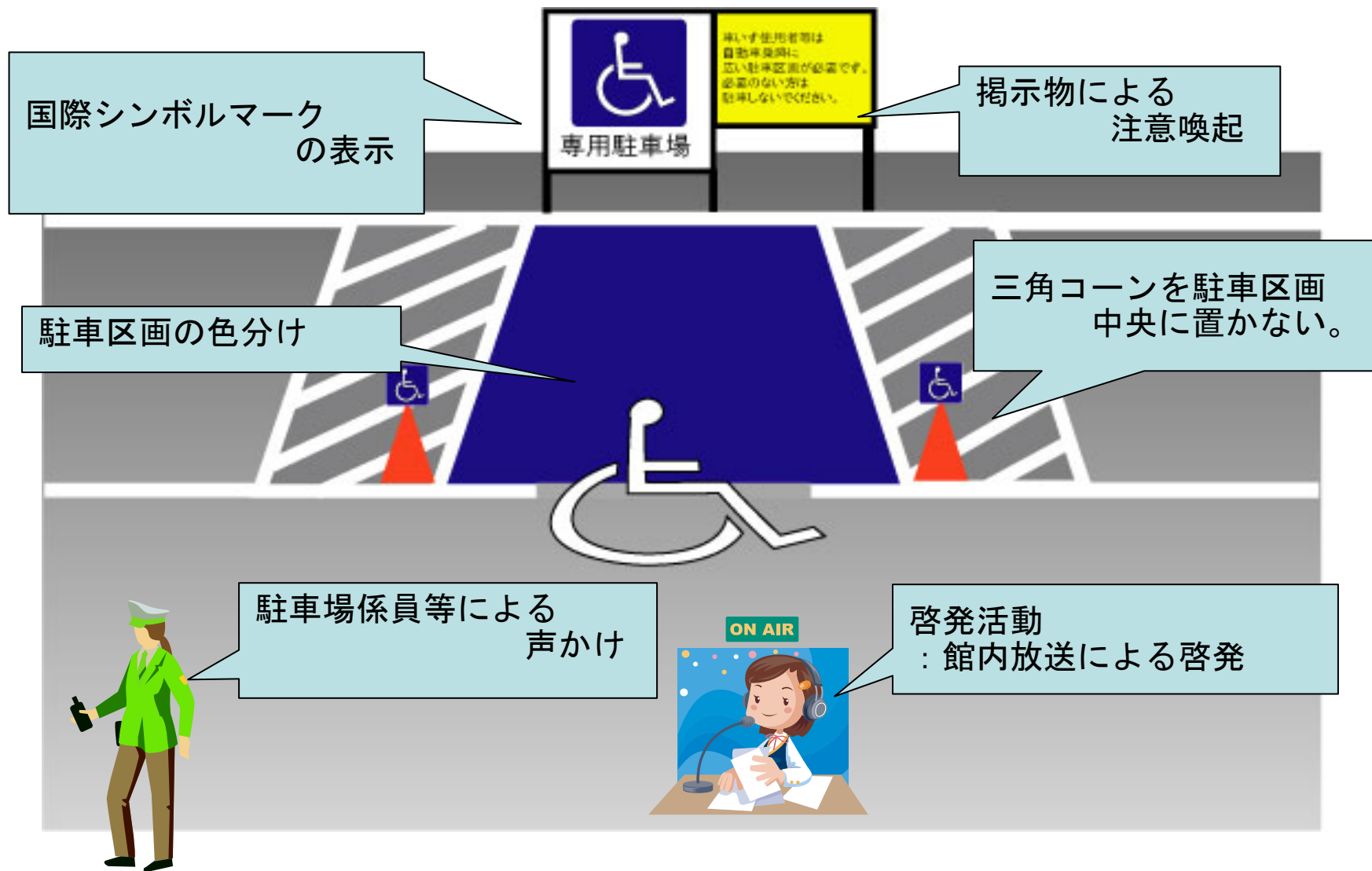
車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、啓発チラシ等の配布や施設内の放送による呼びかけを行います。また、車いす使用者用駐車区画においても、センサー等で車を感知し、音声によって注意を促します。

※印：望ましい水準の中でも、駐車場の管理状況及び利用状況等を勘案し、駐車場設置事業者が自主的、自発的に取り組むことを期待する事項

参考

事業者独自に駐車区画の利用対象者を定め、駐車許可証を発行する制度を設けている事例があります。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準の図解



3

外部出入口

一般都市施設整備基準

屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項に定める構造の敷地内通路に接続すること。

- (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

指定施設整備基準

屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。

- (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。

整備基準解説

○ 基本的考え方

屋外へ通ずる主要な外部出入口とは、不特定かつ多数の者が利用する以下の2種類を想定している。

- ア 屋外に通ずる出入口のうちメインエントランスに該当するもの
- イ 駐車場へ通ずる出入口

建築物の主要な出入口は、多くの人の動線が重なり合う場所であるため、すべての人が円滑に利用できるよう整備する必要がある。

(1) 幅員

90センチメートルは、車いすで通過しやすい寸法である。

(2) 戸の構造

ア 障害者、高齢者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。

イ 把手は、障害者、高齢者等が使いやすい高さ（床面から90センチメートル程度）に設ける。把手の形状は、円形（握り玉）のものは操作が困難な人もいるので避け、レバー式、又は棒状のものとする。

ウ 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、障害者、高齢者等が利用しやすいように設定する。自動開き戸は好ましくない。

エ 回転扉は車いす使用者、視覚障害者、高齢者等の通過が困難であり、回転扉を設ける場合はそれ以外の形式の戸を別に設ける。

オ 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。

カ 手動扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉スペースを確保する。

キ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにする。

図面番号

→〔図3-B〕参照

→〔図3-A〕参照

→〔図3-C〕
〔図3-D〕参照

図 3 - A 外部出入口の整備例

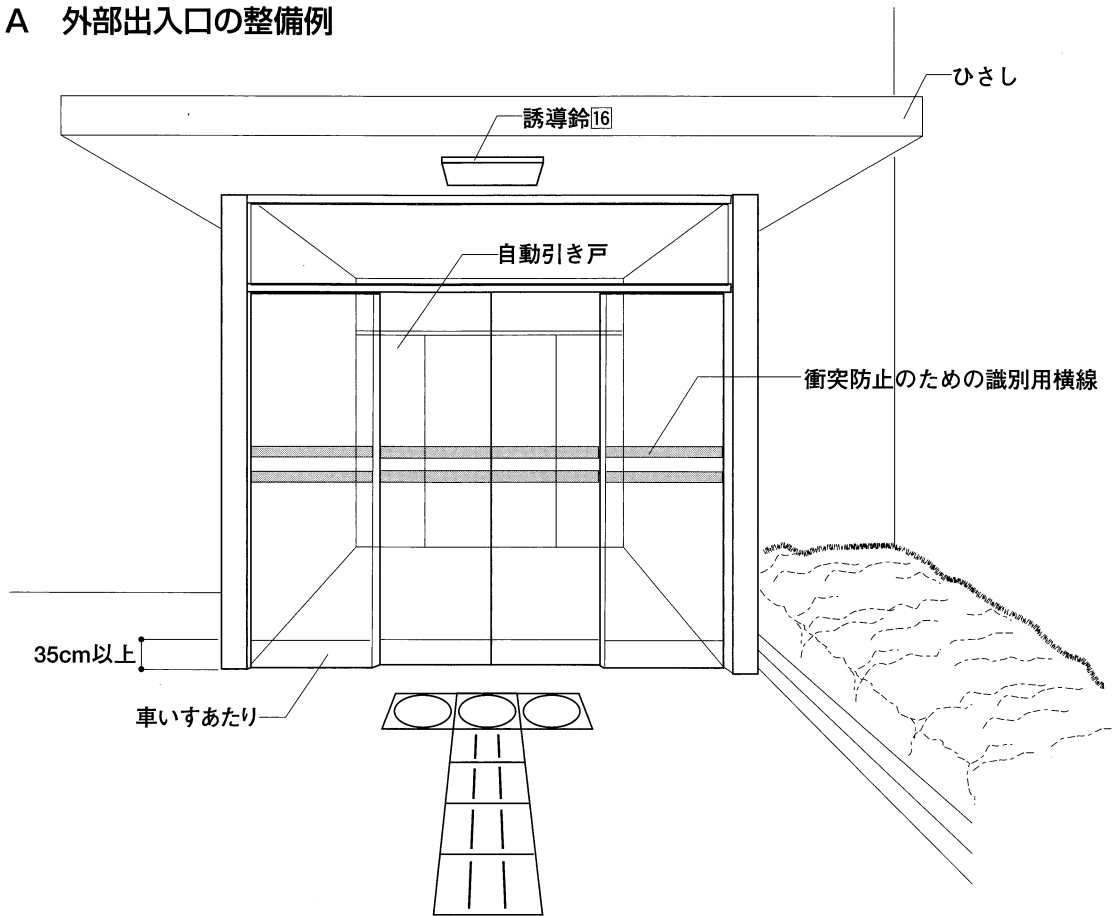
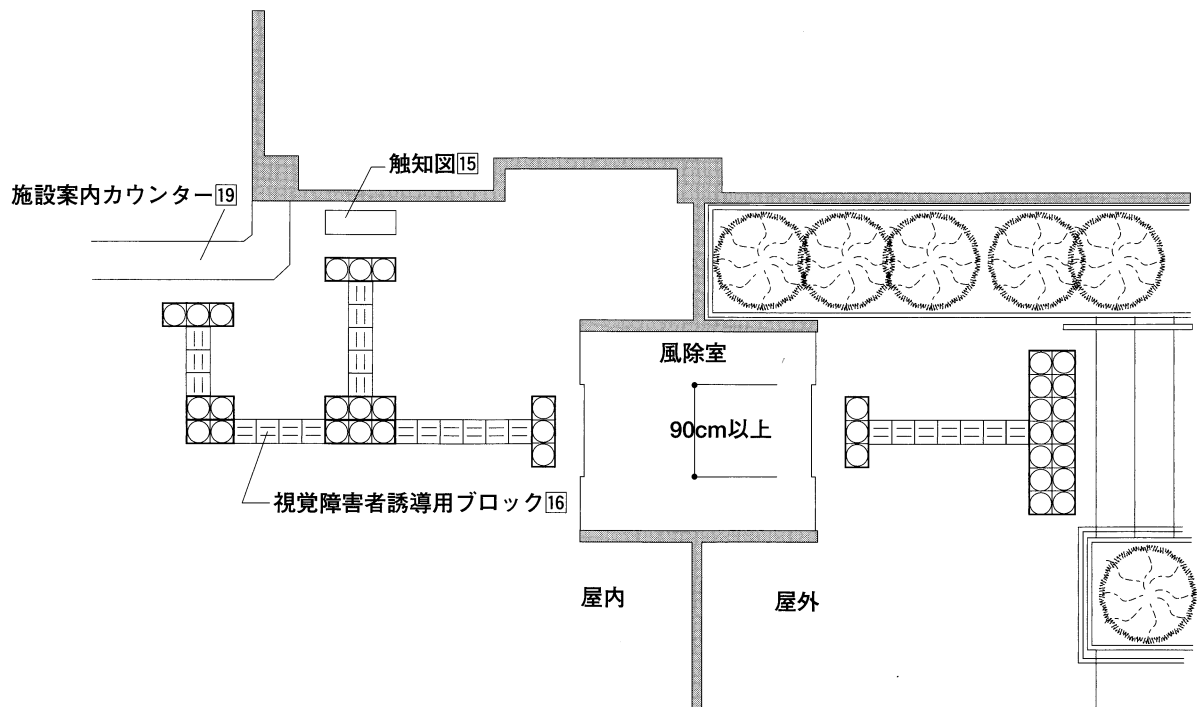


図 3 - B 主要な出入口まわりの整備例



(3) 段

水処理の関係から多少の段が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないようにする。

望ましい水準

(1) 幅員

玄関など主要な出入口の有効幅員は120センチメートル以上とする。

(2) 戸の構造

ア 戸は自動的に開閉する構造とする。また防災上の観点から手動扉を併設する。

イ ガラス戸の場合は床上35センチメートルまでを車いすあたりとする。

→〔図3-A〕参照

○ その他の事項

ア 出入口には屋根、又はひさしを設ける。

イ 戸前後に200センチメートル以上の水平面を設ける。

ウ 必要に応じて、ひさし等には誘導鈴を設ける。(参考P102図(3))

→〔図3-A〕参照

エ 時間外使用時などに、管理事務所等へ連絡できるインターホンなどの装置を設置する。

図 3 - C 自動引き戸まわりの感知方法 (センサースイッチ)

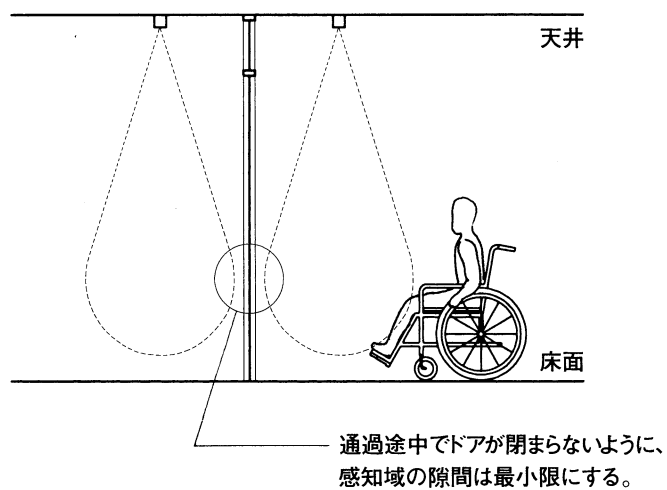
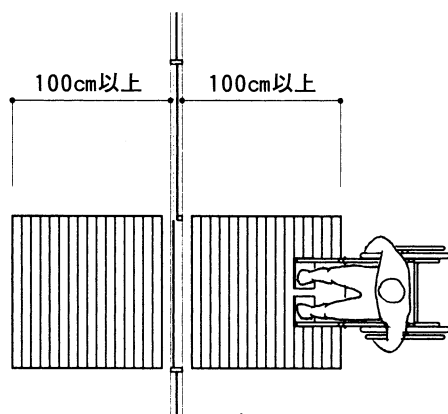


図 3 - D 自動引き戸まわりの感知方法 (マットスイッチ)



4 廊下

指定施設整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下は、次に定める構造とすること。
 - ア 床面は滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。
- (2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。
 - ウ 廊下を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャストが落ち込まない構造のふたを設けること。
 - エ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - オ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。

整備基準解説

- 基本的考え方
廊下（玄関、ホール等を含む）は、外部出入口から目的とする居室、便所等へのアプローチとして重要な部分であり、最低限車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅が必要である。また、廊下は避難路としての役割をもつため、備品類の設置は通行の支障とならないよう配慮する。
- (1) すべての廊下の構造
 - ア 床面
滑りにくい床材を使用する。絨毯の場合は毛足の長いものは避ける。
 - イ 段
6の「階段」の項を参照。
- (2) 利用円滑化経路上の廊下の構造
 - ア 幅員
(ア) 車いすが転回できるための有効幅員は140センチメートル以上である。なお、松葉杖使用者が通路を通行するためには、120センチメートル以上が必要である。ベンチ等を設置する場合も幅員の確保に配慮する。
(イ) 140センチメートル以上の規定の適用については、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - a 横浜市建築基準条例第19条の規定により廊下の幅員を160センチメートル以上としなければならない場合

図面番号

→〔図4-A〕
〔図4-B〕参照

図4-A 廊下の整備例1

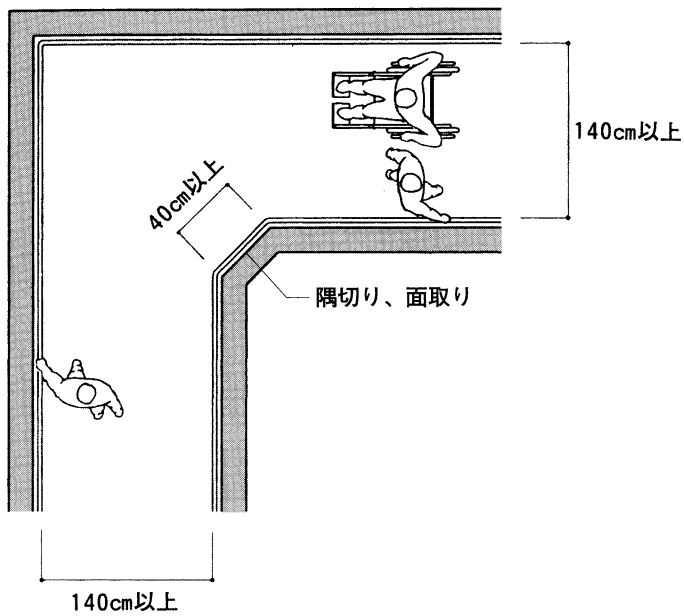


図4-B 松葉杖使用者に必要な幅員

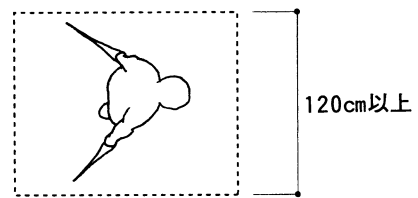


図4-C 廊下の整備例2

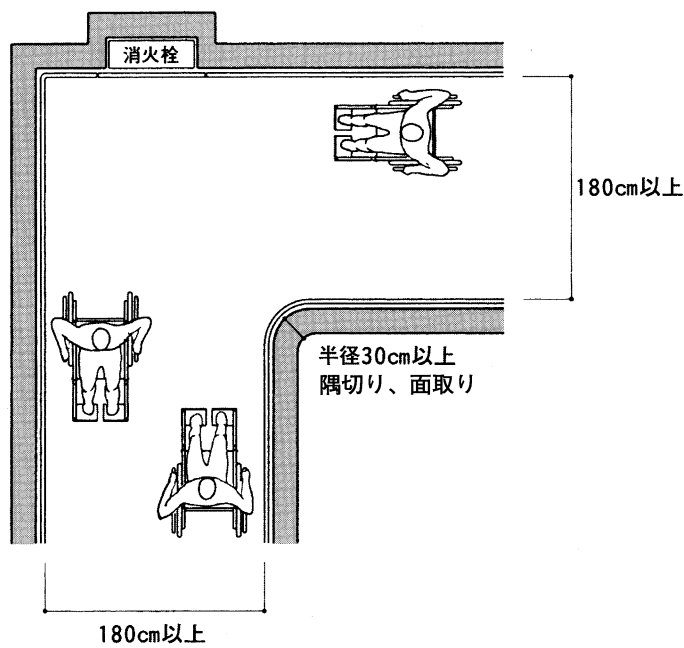
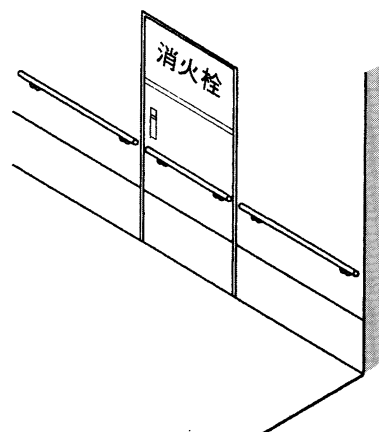


図4-D 設備類を壁に埋め込んだ例



b 横浜市建築基準条例第27条の規定により廊下等の幅員を250センチメートル以上、又は160センチメートル以上としなければならない場合。

イ 段

段は車いす使用者の通行の妨げになるだけでなく、高齢者等にとっても転倒やつまずきの原因となる。

ウ 溝ふたの構造

格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

エ 車いすの転回

車いすの転回に支障がない場所は、最低でも幅140センチメートルのスペースが必要となる。なお、180度方向転換するためには、幅140×奥行170センチメートル必要であり、360度方向転換するためには、幅150×奥行150センチメートルが必要である。

オ 戸の構造とその前後の段

(ア) 戸の構造

ア 障害者、高齢者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。

イ 把手は、障害者、高齢者等が使いやすい高さ（床面から90センチメートル程度）に設ける。把手は握り玉は操作が困難な人もいるので避け、レバー式、又は棒状のものとする。

ウ 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、障害者、高齢者等が利用しやすいように設定する。

エ 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。

オ 手動扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉スペースを確保する。

(イ) 戸の前後の段

ア 水処理の関係から多少の段が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないようにする。

イ 戸の前後には戸を開閉する際に車いすが待機できるための水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉又は引き戸の場合は150センチメートル以上、開き戸の場合は建具の開閉寸法+奥行150センチメートル以上が原則として必要である。

望ましい水準

(1) 廊下の構造

ア 幅員

有効幅員は、180センチメートル以上とする。

イ 高低差

高低差の生じる場所については、その前後を色等の対比により変化をつける。

○ その他の事項

ア 必要に応じて8の項に定める手すりを設ける。

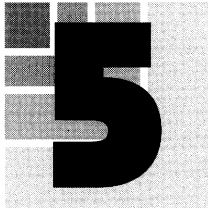
イ 柱型、消火栓ボックス等は壁面から突出しないように配慮する。

ウ 曲がり角部分は危険防止のために隅切り等を行う。

→[図4-C]参照

→[図4-D]参照

→[図4-A]参照



居室の出入口

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。

整備基準解説

○ 基本的考え方

居室の出入口とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室の出入口を想定している。室内扉は、車いす使用者が通過できる幅員の確保と容易な操作性及び戸の開閉動作に必要な出入口まわりのスペースを確保するよう配慮する。

(1) 幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。

(2) 戸の構造

ア 障害者、高齢者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。

イ 把手は、障害者、高齢者等が使いやすい高さ（床面から90センチメートル程度）に設ける。把手は握り玉は操作が困難な人もいるので避け、レバー式、又は棒状のものとする。

ウ 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、障害者、高齢者等が利用しやすいように設定する。

エ 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。

オ 手動扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉スペースを確保する。

(3) 段

水処理の関係から多少の段が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないようにする。

望ましい水準

(1) 幅員

有効幅員は90センチメートル以上とする。

○ その他の事項

ア ガラス戸の場合は床上35センチメートルまでを車いすあたりとする。

イ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにする。

ウ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障とならないようアルコーブを設ける。

図面番号

→〔図5-A〕
〔図5-B〕参照

→〔図5-C〕参照

→〔図5-D〕参照

図5-A 引き戸の例

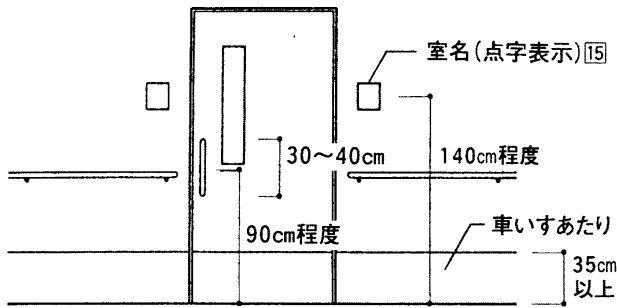


図5-B 開き戸の例

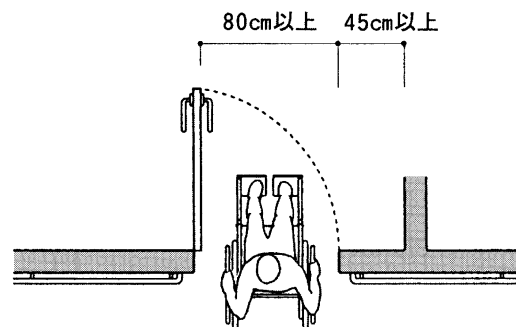
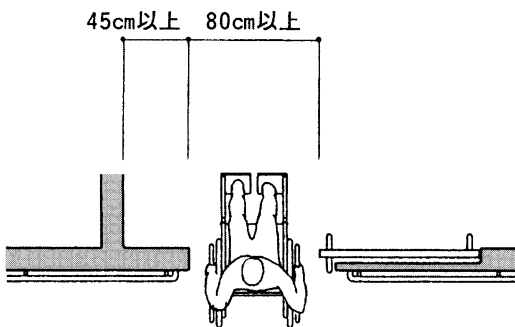
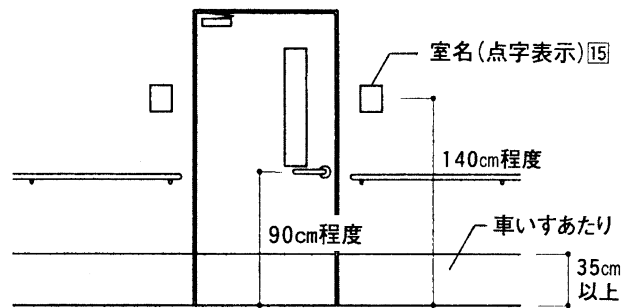


図5-C 戸の開閉時に必要なスペース

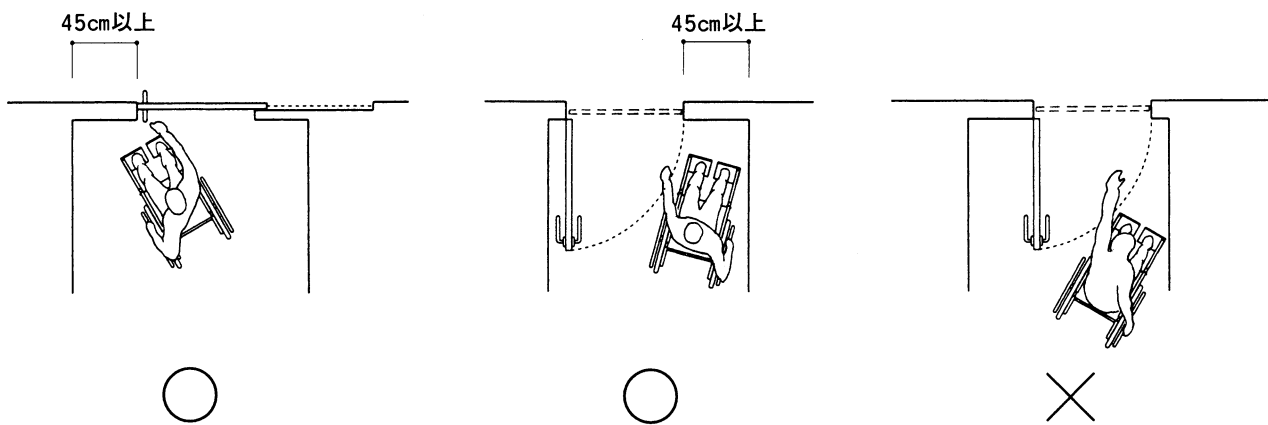
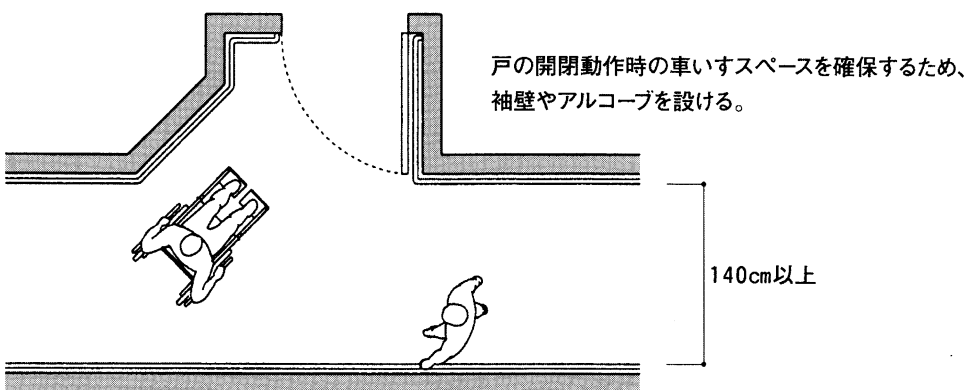
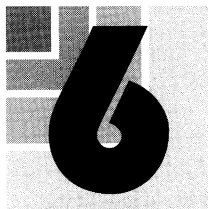


図5-D 廊下にあるアルコーブを設けた例





階段

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
- (2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。
- (3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
- (4) 回り段を設けないこと。
- (5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。
- (6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。
- (7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。
- (8) けこみ板を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等に配慮する。特に、踏面の奥行、仕上げ、手すりの構造に配慮する。また、けあげの高さについても考慮する。

(1) 幅員

松葉杖の使用や介助者等も一緒に利用可能な有効幅員を確保する必要がある。

なお、階段の有効幅員に出幅10センチメートル以下の手すりは含まない。

(2) けあげ

階段の一段の高さのことをいう。障害者、高齢者等の利用に配慮し、登りやすい緩こう配を確保する必要がある。

(3) 踏面

階段の踏板の上面（けこみ寸法を除く）のことをいう。階段は、転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく利用しやすい踏面の寸法を確保する必要がある。

(4) 形状

回り段やらせん階段は外側と内側で踏面の寸法が異なり、段を踏みはずしてしまう危険があり、また、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため好ましくない。

(5) 手すり

8の「手すり」の項を参照。

(6) 踏面の仕上げ

特に松葉杖の使用等を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。金属製のすべり止めは杖が滑るので避ける。

(7) 段鼻

段鼻は足や杖が引っかからないようにし、ノンスリップも踏面から突出しないようにする。ノンスリップの色は踏面及びけあげと変化をつける。

(8) けこみ板

階段の踏板間に入れる垂直の板のことをいう。けこみ板は足や杖が引っかからないようにし、色の変化をつけ、高齢者や弱視者が段を識別しやすいものとする。

図面番号

→〔図6-C〕参照

→〔図6-B〕参照

→〔図6-B〕参照

→〔図6-A〕参照

→〔図6-B〕
〔図6-D〕参照

→〔図6-B〕
〔図6-E〕参照

図 6 - A 階段の形状

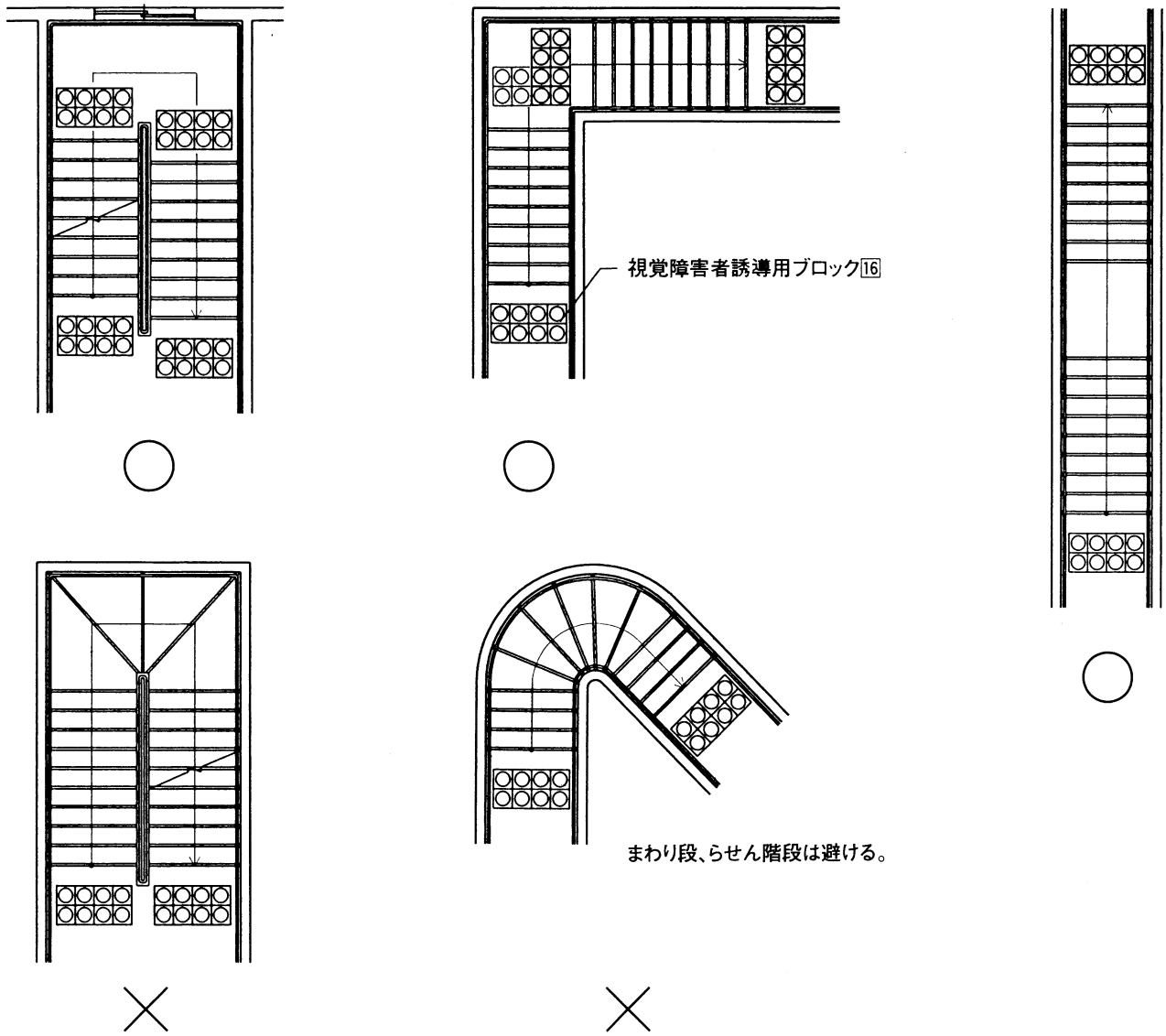
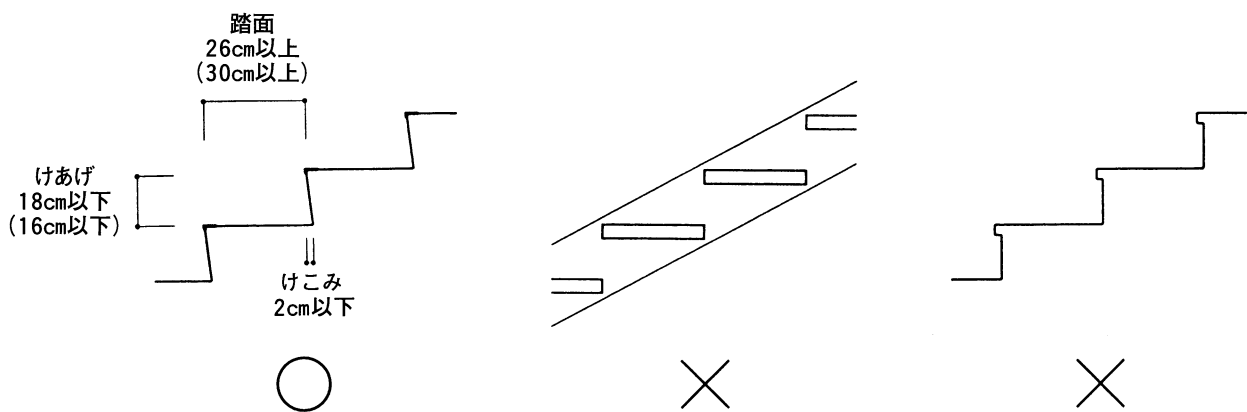


図 6 - B 段の形状



()内は望ましい水準の数値を示す。

けこみ板のないものは設けない。

段鼻を突出させない。

望ましい水準

○ その他の事項

ア 階段の有効幅員は、130センチメートル以上とする。

イ 各段寸法は踏面30センチメートル以上、けあげ16センチメートル以下、けこみ2センチメートル以下とする。

ウ 階段側面は両面とも壁であることが望ましいが、壁でない箇所には杖の先が落ち込まないように2センチメートル以上の立ち上がりを設ける。

エ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置する。

オ 床面や壁面に算用数字で大きめに階数番号を表示する。

カ 踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をする。

→〔図6-C〕参照

→〔図6-B〕参照

→〔図6-F〕参照

図6-C 階段まわりの整備例

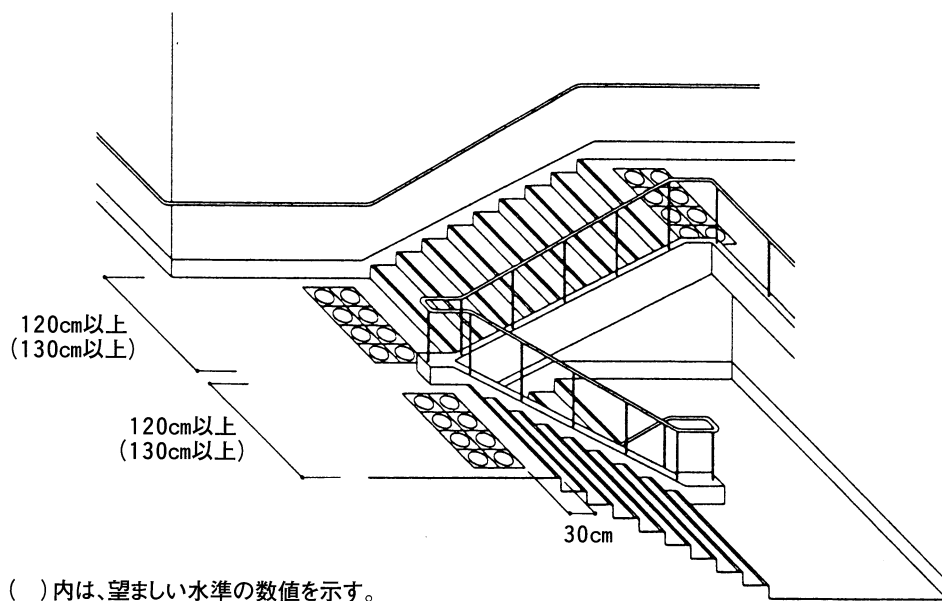


図6-D すべり止めの例

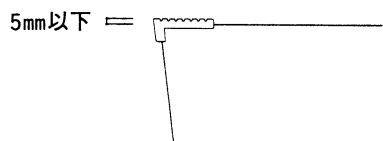


図6-E 段鼻の色の識別

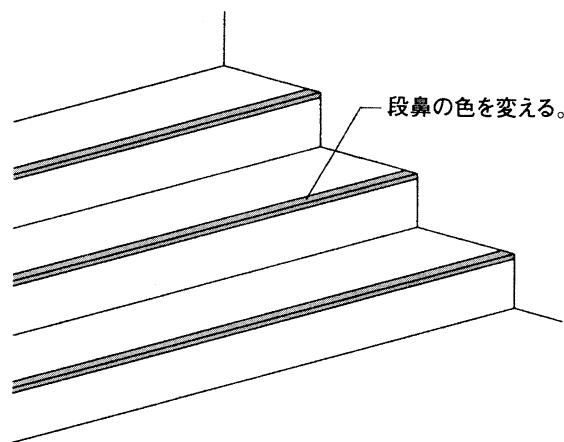
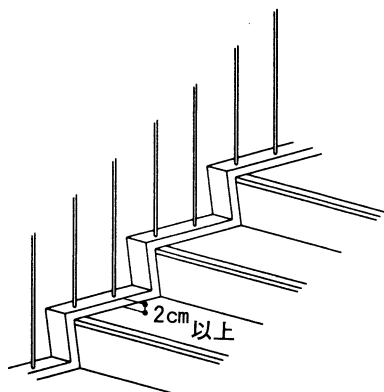
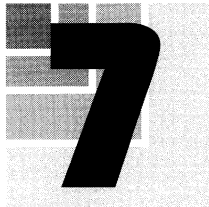


図6-F 立ち上がり





傾斜路

一般都市施設整備基準

1の項に定める構造の敷地内通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
- (2) こう配は、12分の1以下とすること。

指定施設整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
 - ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - イ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。
 - ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び10の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。
 - イ こう配は、12分の1以下とすること。
 - ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。
 - エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。
 - オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
 - カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。

整備基準解説

- 基本的考え方
傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効である。
特に、幅員の確保や、斜路行程が長い場合の踊場等に配慮する。
- (1) すべての傾斜路の構造
 - ア 表面
車いすはこう配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを選択して使用する。
 - イ 手すり
8の「手すり」の項を参照。
 - ウ 明度の差
傾斜路の上端・下端又は、傾斜路全体を注意喚起するため通路の他の部分と色彩、明度等に差がある材料で仕上げる。

図面番号

図7-A 傾斜路の整備例1

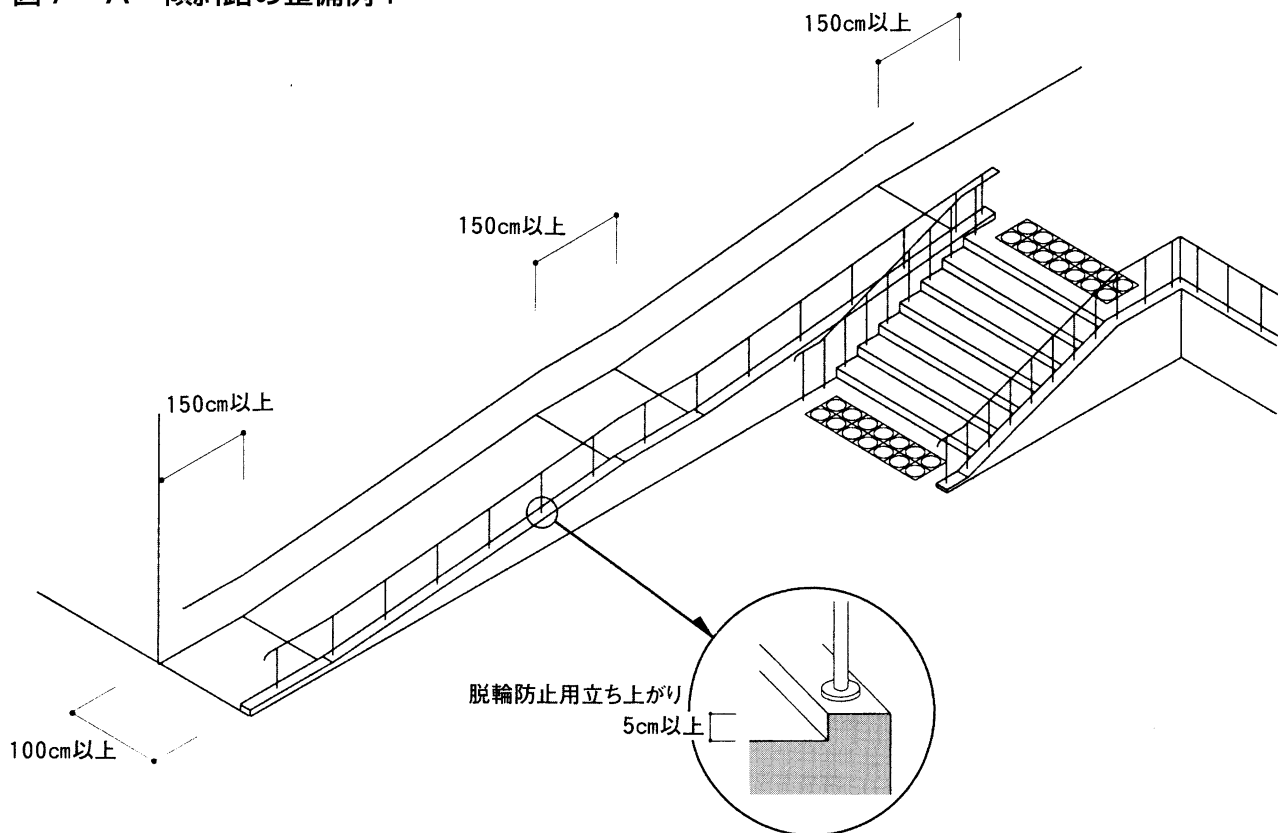
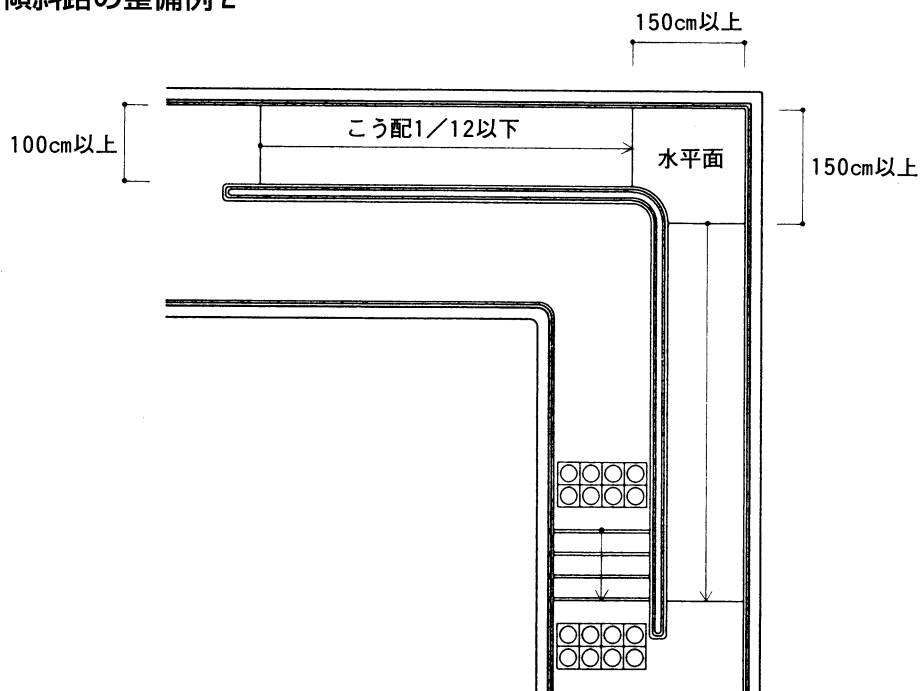


図7-B 傾斜路の整備例2



傾斜路の方向が変わる場合には、水平面を設ける。

(2) 利用円滑化経路上の傾斜路の構造

ア 幅員

斜路行程が長い場合、途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法が必要となる。

→〔図 7 - C〕参照

イ こう配

車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする。また、車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させない。

→〔表 7 - A〕参照

ウ 傾斜路途中の平坦な部分

斜路行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢をたてなおすことができる水平な踊場が必要となる。

→〔図 7 - A〕
〔図 7 - B〕
〔図 7 - C〕参照

エ 始末端部の平坦な部分

始末端部前では前方の安全確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要である。また、傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを追加する。

→〔図 7 - A〕参照

オ 立ち上がり

転落の危険性を考慮して、柵又は腰壁を設ける。柵を設ける場合は杖や車いすのキヤスターが落ちないように 5 センチメートル以上の立ち上がりを設ける。

→〔図 7 - A〕参照

カ 手すり

8 の「手すり」の項を参照。

望ましい水準

(1) 幅員

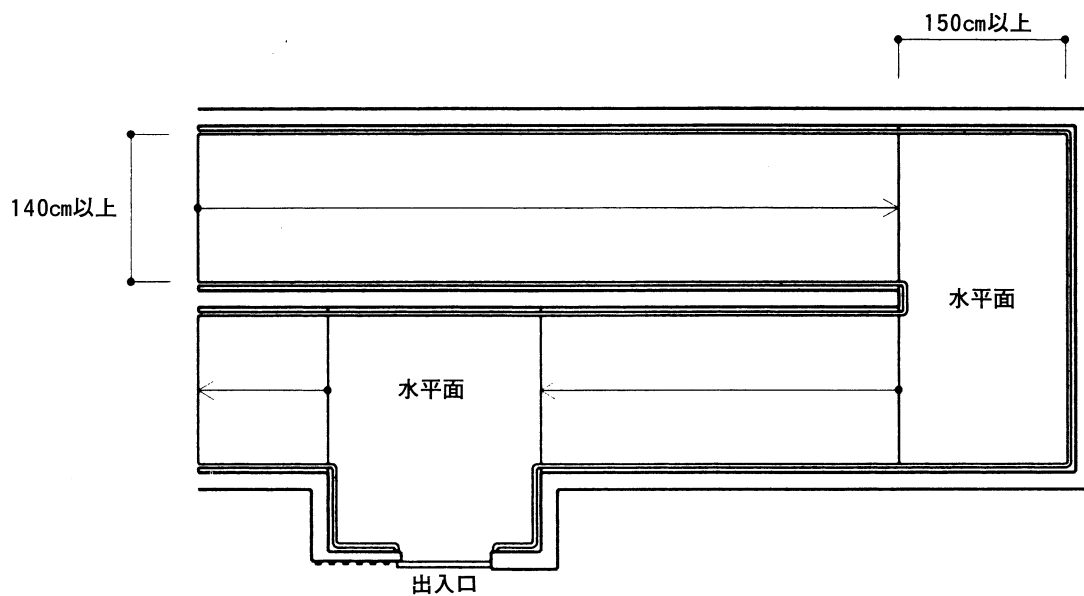
有効幅員は、180センチメートル以上とする。

(2) こう配

こう配は15分の1以下とする。

→〔表 7 - A〕参照

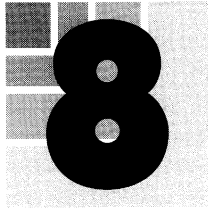
図7-C 傾斜路の整備例3



180度折り返しや傾斜路の途中に出入口のある場合は、水平面を設ける。

表7-A こう配の表示比較表

こう配	1/12	1/15
%	8.3	6.7
度	4.76°	3.81°



手すり

指定施設整備基準

6の項に定める構造の階段及び7の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。

- (1) 階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。
- (2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- (3) 握りやすい形状とすること。
- (4) 手すりは、階段及び段（以下「階段等」という。）並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

整備基準解説

○ 基本的考え方

手すりは、障害者、高齢者等の安全な歩行に配慮して階段、傾斜路に設ける。また、誘導、落下防止等についても有効な設備であり、目的に応じた形状、高さ等に配慮する。

(1) 平たんな部分

両側に連続して設ける。また、平たんな部分(踊場)にあつては安全に身体を支え休むことができる構造とするため、連続した手すりの設置を規定したものである。

(2) 手すりの段数

手すりは車いす使用者の利用だけでなく、子供や高齢者の利用を想定すると上下2段設けることが望ましいが、安全の観点から本基準では1段を規定している。

(3) 形状

握りやすい形状には、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる円形がある。円形の場合は、断面の直径を3～4センチメートル程度とする。なお、壁面と手すりのあきは3～5センチメートルとする。

(4) 始末端部

手すりの端は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平に45センチメートル以上延長する。

図面番号

➡〔図8-A〕
〔図8-B〕参照

➡〔図8-D〕参照

➡〔図8-E〕参照

望ましい水準

(2) 手すりの段数

転落防止柵等を設けた場合は、手すりは上下2段とし、手すりの高さは80～85センチメートルのものと高さ65センチメートルのものとを併設する。

○ その他の事項

広幅員の階段、傾斜路には必要に応じ中央部に手すりを設ける。

図 8 - A 手すりの設置例 1 (階段の場合)

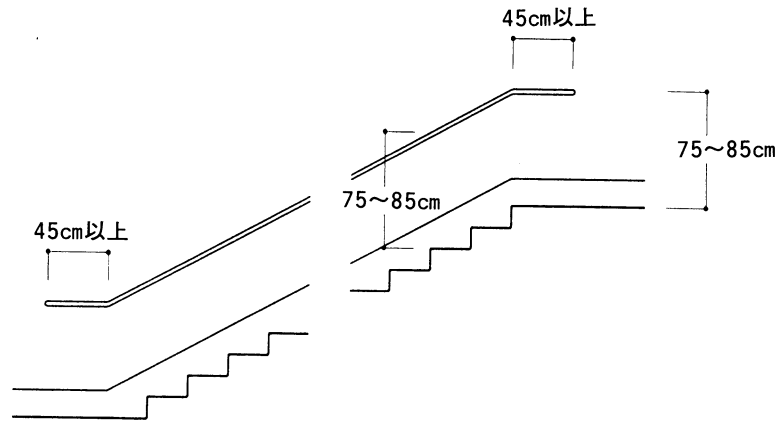


図 8 - B 手すりの設置例 2 (傾斜路の場合)

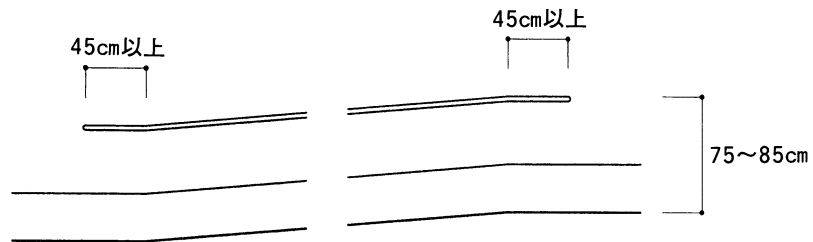
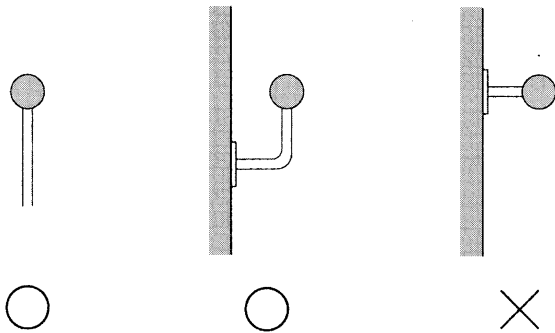
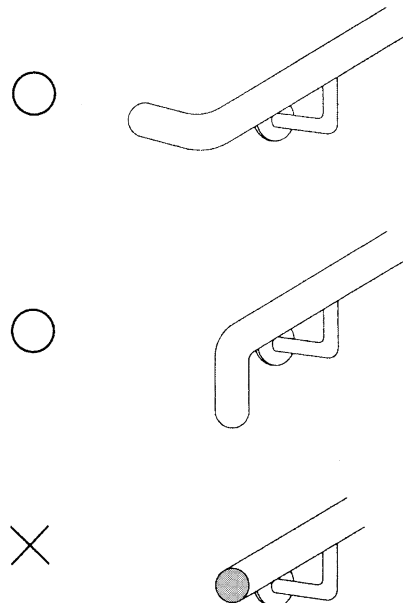


図 8 - C 手すりの支持方法



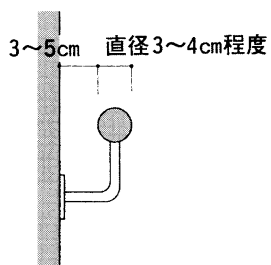
手すりの支持方法は、握りやすいように下方に取り付ける。

図 8 - E 端部の納まり



手すり端部は、衝突時の危険防止のための処理を行う。

図 8 - D 手すりの形状



9

エレベーター

指定施設整備基準

直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。

- (1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル（用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設（別表第1 1 建築物の部29の項に掲げる施設を除く。）にあっては、90センチメートル）以上とすること。
- (3) かごの奥行きは135センチメートル以上とすること。
- (4) かごの幅は140センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- (5) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (6) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (7) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
- (8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (9) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。
- (10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

エレベーターは、停止状態のまま乗ることができるため障害者、高齢者等の垂直移動手段として有効なものである。そのため、障害者、高齢者等を考慮したエレベーター本体の整備と設備に配慮する。また、かご及び昇降路の出入口の前（以下、本項で「乗降ロビー」という。）の構造は車いす使用者等に配慮したスペースを確保する。

(1) エレベーターの停止階

道等から「利用居室」までを結ぶ利用円滑化経路上にある「車いす使用者等対応の多目的便所」と「車いす使用者用駐車区画」には少なくとも停止する必要がある。

(2) 出入口の幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。ただし、5,000平方メートルを超える大規模な施設は、90センチメートルを確保する。

(3) かごの寸法

障害者、高齢者等が円滑に利用できるかご寸法の考え方としては、まず、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法がある。（社）日本エレベーター協会では、「JEAS-B506車いす兼用エレベーターに関する標準」としてかご内法寸法、間口140×奥行135センチメートル以上の機種をこの対象としている。建築物の区分「事務所・工場」及び「共同住宅」に限っては、車いす使用者がエレベーターに前進で乗り込み、後進で降りることができる大きさとしては、かご内法寸法、間口100×奥行110センチメートル以上の機種が対象となる。

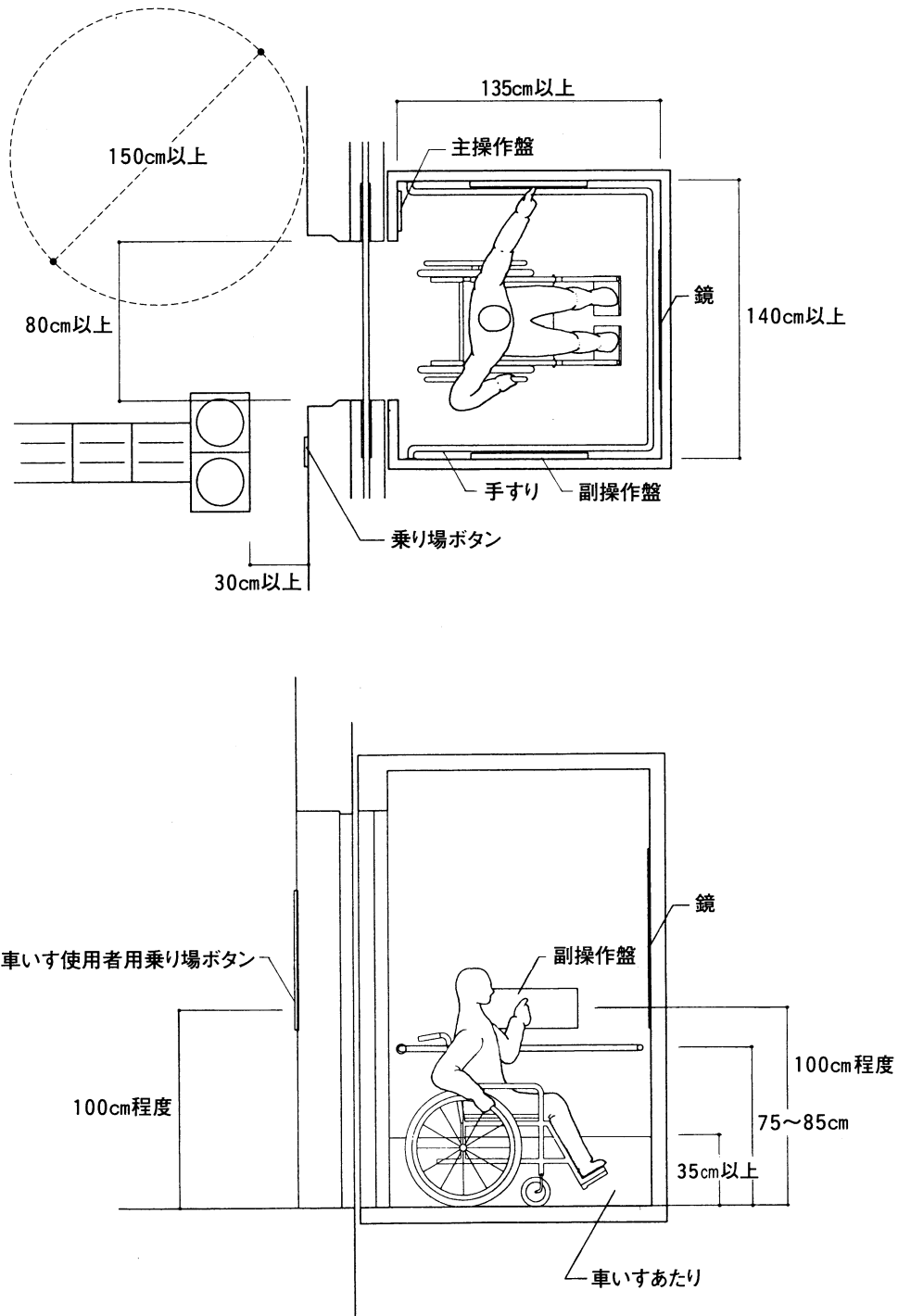
図面番号

→ [図9-A]

[図9-B]


[図9-C] 参照

図9-A エレベーターまわりの整備例



主操作盤、乗り場ボタンには、点字表示をあわせて行う。

なお、利用者動線の観点から、貫通型（スルー型）や直角二方向型が有効な場合は、これらの導入を検討する。ただし、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種を選定にあたっては、十分な配慮が必要である。

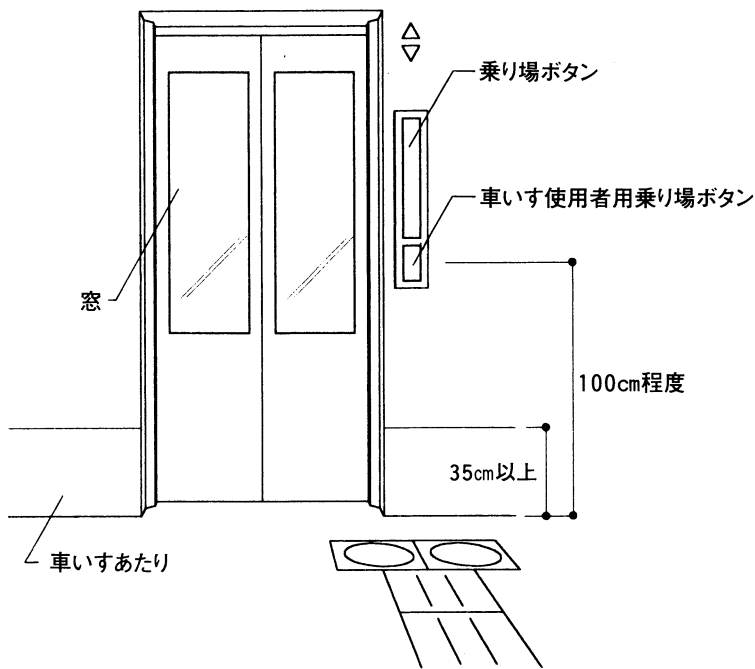
- (4) 車いすの転回
かご内の車いすの転回スペースの寸法は、135×140センチメートル以上の寸法であることが望ましい。
- (5) かご内の表示装置
聴覚障害者の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。かご内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- (6) かご内の音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。
- (7) 鏡
かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床上90センチメートル以下の高さから上方へ90センチメートル以上の長さで設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）や直角二方向型の場合には凸面鏡等でもよい。
- (8) 手すり
両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。取り付け高さは、75～85センチメートル程度とする。（参考P708(3)）
- (9) 操作盤
車いす使用者の利用に配慮して、かご内の左右側面の側板の中央付近に、副操作盤を床上100センチメートル程度の高さに設ける。点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。
- (10) かご内又は乗降ロビーの音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かご内又は乗降ロビーにかごの到着時にドアの開閉や昇降の別等を知らせる音による案内を設ける。
- (11) 乗降ロビーの構造
車いすの待機、転回に支障がないように150×150センチメートル以上の水平な空間を設けることが必要である。
- (12) 乗降ロビーの表示装置
聴覚障害者等の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- (13) 非常時の安全確保
非常時の安全確保のため、乗降ロビー及びかごの戸にガラス窓を設置するよう努める。

→ [図9-D] 参照

望ましい水準

- (1) かご及び乗降ロビーの構造
 - ア かごの内法寸法、間口160×奥行135センチメートル以上とする。
 - イ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置する。
 - ウ 緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行う。
- (2) 出入口の幅員
出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とする。
- (8) 手すり
両側面の壁及び正面壁に設ける。

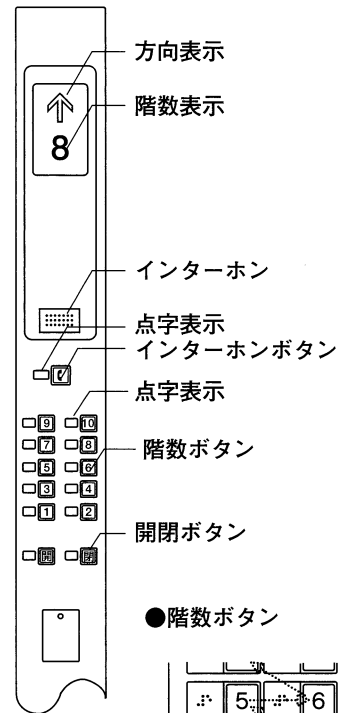
図9-B 乗降ロビーの整備例



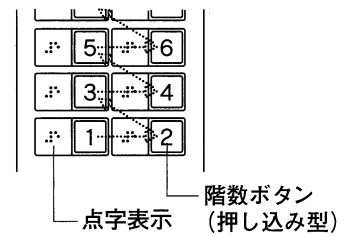
乗り場ボタンには、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

図9-D 操作盤の例

●縦型操作盤

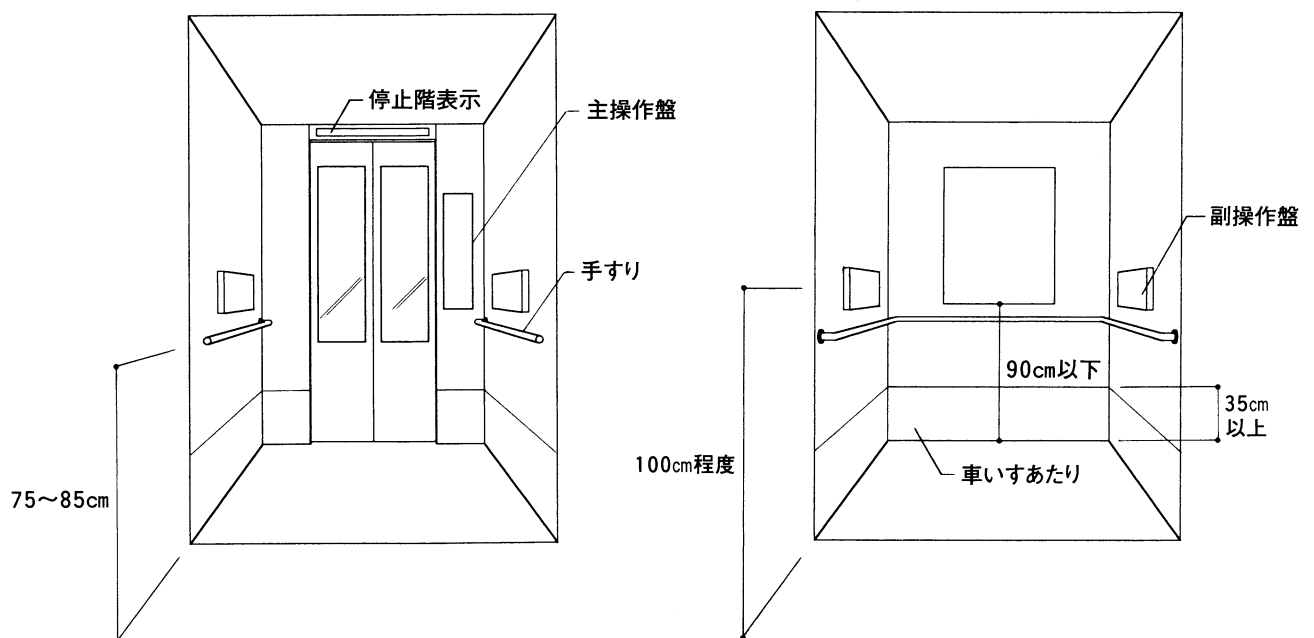


●階数ボタン



- ・階数ボタンは浮彫階数表示を行う。
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配置列にする。

図9-C エレベーターかご内整備例



主操作盤には、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

10 便所（その1）

指定施設整備基準

5の項に定める構造の居室の出入口（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道又は公園、広場その他の空地）へ通ずる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 便所及び便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 便所及び便所の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した便所の床面については、この限りでない。
- (4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 便所及び便所の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。
- (6) 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (7) 便所には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。
- (8) 便所には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。
- (9) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
- (10) 便所内に、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便所を1以上設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

便所（その1）は、車いす使用者の利用を中心とした構造を規定したものである。車いす使用者等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう利用しやすい便所を可能な限り多く設置することが必要である。便所スペースは、原則として200×200センチメートル以上を確保することが必要である。それが困難な場合であっても、最低限車いすで利用できる便所を設け、より多くの車いす使用者等の行動範囲の拡大に配慮していくことが必要である。整備にあたっては、車いす使用者の移動を妨げないよう便所内の設備やレイアウトに配慮する。

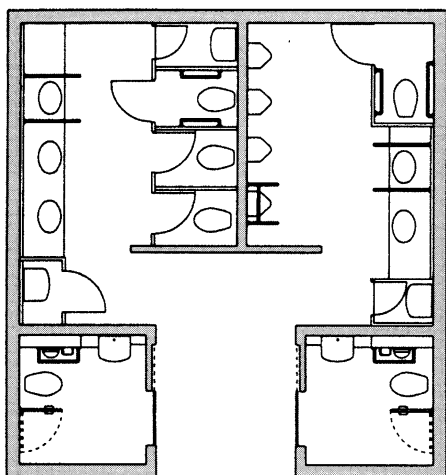
なお、本項で規定している「建築物の区分」とは、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1建築物の各項に掲げる建築物の区分を指す。

- (1) 出入口の幅員
80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。
- (2) 戸の構造
 - ア 車いす使用者が通過しやすい戸の構造は、手動引き戸よりも自動引き戸が望ましい。戸を開き戸にすることは開閉が困難であるため避ける。
 - イ 手動引き戸を設ける場合は、軽い材質のものとしたり、取り付けを工夫するなどできるだけ小さな力で開閉できるようにする。
 - ウ 手動式の戸の把手は棒状とする。
 - エ 施錠装置は容易に操作できるものを使用し、外側から解錠できるものとする。また、外側に使用中の表示が出るようにする。
 - オ ア、イの戸の構造がとれない場合で、やむをえずアコーディオン形式とする場合は、開閉時に戸が振れない工夫や施錠が簡単にでき、かつ、利用者のプライバシーを十分に確保できる構造とする。
- (3) 段
便所は床面を水洗いする関係上、入口に数センチメートル程度の段が生じる場合についても、障害者、高齢者等の通行の支障とならないよう、すりつけ等の工夫により段を処理する。

図面番号

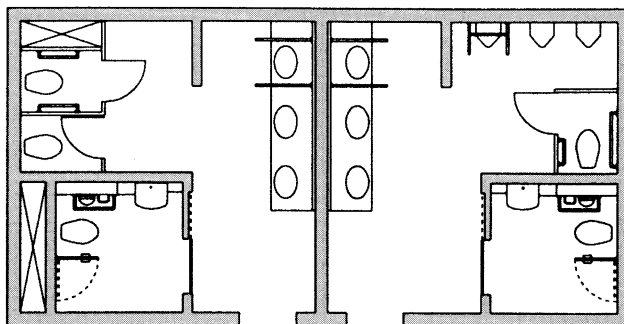
→ [図10-A]
[図10-B]
[図10-C]
[図10-F] 参照

図10-A 便所の配置例1



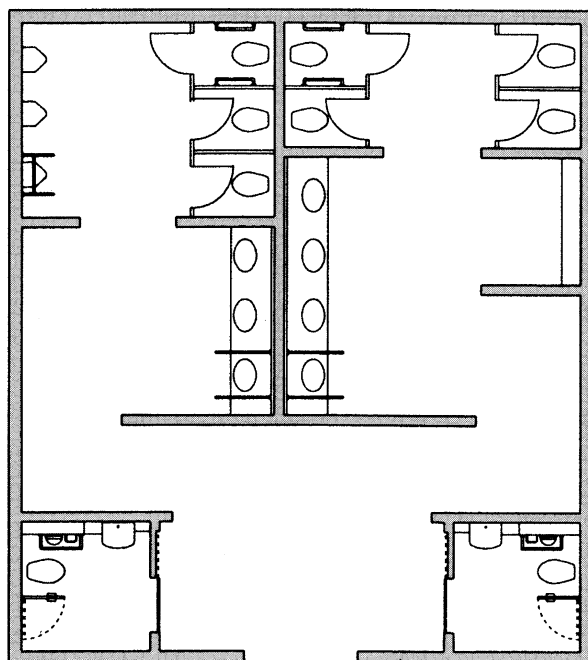
出入口が男女共用となっている便所で、車いす使用者対応便房を利用のしやすさに配慮して、出入口近くに配置した例。

図10-B 便所の配置例2



出入口が男女別になっている便所で、車いす使用者対応便房を利用のしやすさに配慮して、それぞれ出入口近くに配置した例。

図10-C 便所の配置例3



外部からのプライバシー保護に配慮して、袖壁を設ける。

面積に余裕がある場合の理想的な配置例。

- (4) 床面
滑りにくい床材を使用する。
- (5) 案内の表示
車いす使用者対応便房は、車いす使用者をはじめとして、障害者、高齢者等広い空間を必要とする人が利用できる旨を、オストメイト対応便房には、その設備がある旨を出入口に表示する。
- (6) 設置場所
障害者、高齢者等の利便性の向上及び不断の維持管理上の理由から他の便所と一体で設置し、かつプライバシーに配慮し通路（廊下）に直接面することは避ける。
- (7) 便房の大きさ
車いす使用者が円滑に利用できる便房の床面積は、便房内で車いすが回転できるスペース（直径150センチメートル以上）を確保する。

→〔図10-H〕参照

→〔図10-D〕
〔図10-G〕参照

- (8) 便房内の設備
- ア 腰掛け式便器の座面の高さは車いすの座面の高さ（40～45センチメートル）に合わせる。便器はL字型手すりと可動式の手すりの真中に設ける。
- イ 手すりは便器の両側に水平部分の高さ（65-70cm）を合わせて設ける。壁側にはL字型手すりを設け（垂直部分の位置は、便器の先端から20 - 30cm前方）、反対側には数段階の角度で固定できる可動式の手すりを設ける。可動式手すりの長さは便器の先端に合わせる。
- ウ 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。
- エ 便器洗浄ボタンは手の届く位置に設け、大型の押しボタン、光感知式、くつべら式押しボタンなど操作しやすい形状のものとする。
- オ 管理室等へ連絡できる非常用呼び出しボタンを便座から手の届く位置と、転倒した場合を想定した位置の2か所に設ける。また、非常ボタンを押すとそれに連動してトイレ外に異常を示すランプを取りつける。
- カ 手すり、便器洗浄ボタン、紙巻器の位置を決める際の整備の優先順位は 1.手すり 2.便器洗浄ボタン 3.紙巻器とする。
- （配置については日本工業規格S0026によるものとする）

- (9) 洗面器及び洗面器まわりの構造
- ア 洗面器の手すりは前方及び両側に取り付ける。ただし、11の項に定める便所（その2）を設ける場合はこの限りでない。
- イ 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
- ウ 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう65～70センチメートル程度とする。
- エ 洗面台の鏡は床上90センチメートル以下の高さから上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設ける。

(10) 水洗器具

ア 汚物流し

オストメイトの利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し

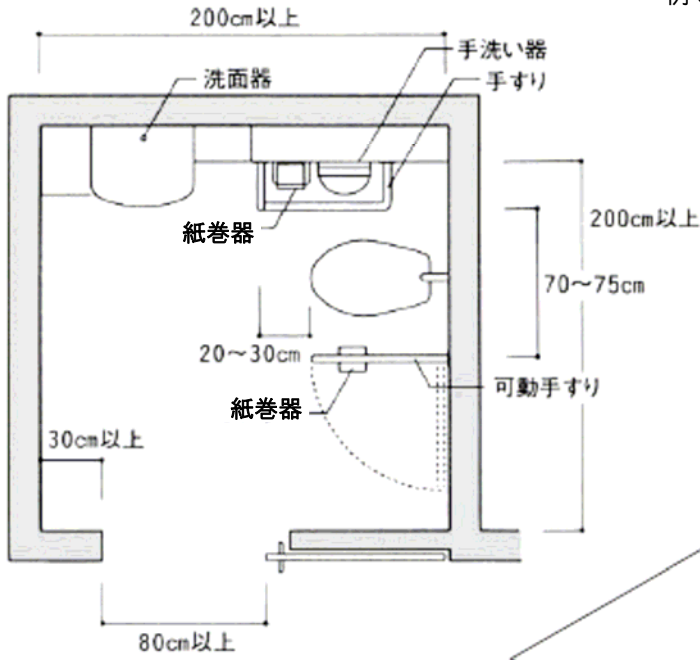
イ オストメイトのための設備

・水栓 ・洗浄ボタン ・紙巻器 ・汚物入れ ・多機能フック

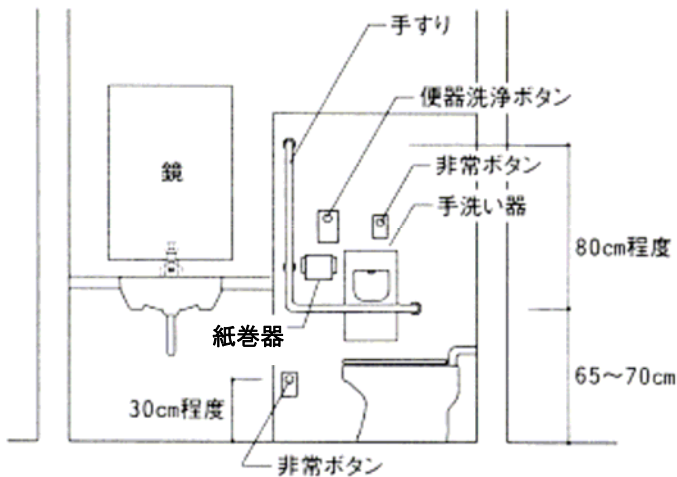
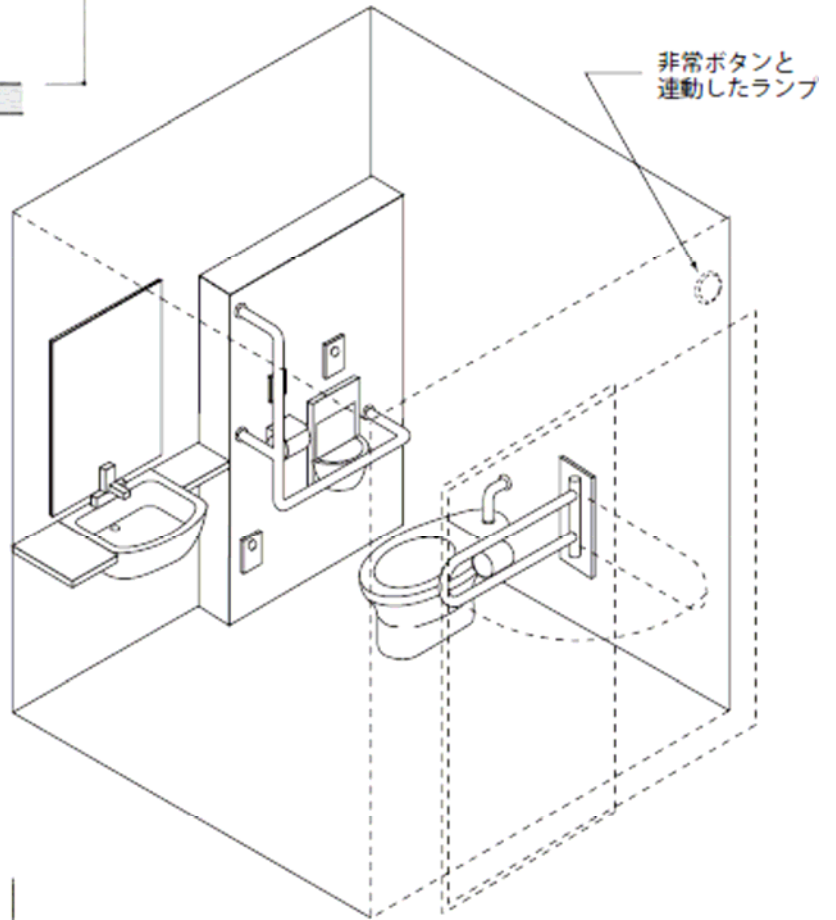
（水栓はレバー式、光感知式等簡単に操作できるもの）

図10-D 車いす使用者対応便房の整備例 1

図10-Dは、水栓器具を便房内に設置しない場合の例です。



洗面器は、L字型手すりより突き出さないようにする。



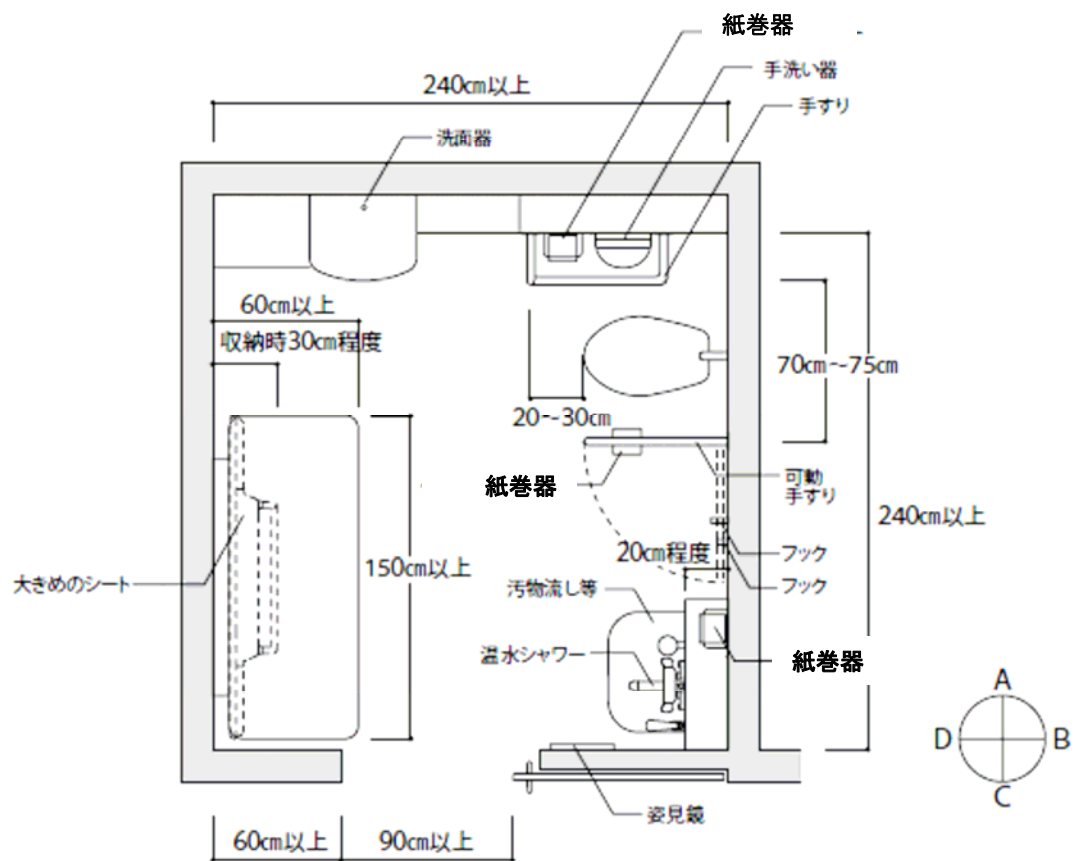
望ましい水準

- (1) 建築物の区分ごとにおいて不特定かつ多数のものが利用し、又は主として障害者、高齢者等の利用が複数階にわたる場合は、各階に誰でも利用できるよう、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設ける。
- (2) 大きめのシートとオストメイト対応設備については、建築物の区分ごとに1以上設ける。
- (3) 出入口の有効幅員は90センチメートル以上とする。
- (4) 便所の出入口から便房の出入口までの通路の有効幅員は、140センチメートル以上確保する。
- (5) 便所の戸の前には、直径150センチメートル以上のスペースを確保する。
- (6) 便所の出入口には点字による表示を行う。男女の区別があるときは、それぞれ出入口の点字による表示を行う。
- (7) 便房には、大きめのシート（幅60センチメートル以上×長さ150センチメートル以上、高さ50センチメートル程度、収納時30センチメートル程度）を設ける。
- (8) 水洗器具（オストメイト対応設備）
 - ア 汚物流し等：パウチに溜まった汚物を流すためのもの。専用の汚物流しがある。
 - イ 温水シャワー：パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのもの。
 - ウ 棚（20×70センチメートル程度、高さ110センチ程度）：汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのもの。
 - エ フック（2箇所：高さ130センチメートルと170センチメートル程度）：汚物を流したりパウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのもの。
 - オ 汚物入れ（蓋付き）：使用済みパウチを捨てるためのもの。臭いの出ないような構造とする。
 - カ 姿見鏡（幅30×高さ120センチメートル程度、床上50センチメートル程度）：パウチがきちんと装着しているか、確認するためのもの。
 - キ 紙巻器：腹部等を拭くためのもの。汚物流しの近くに1箇所設ける。
- (9) 紙巻器は、便座から手の届く範囲に左右2箇所に設ける。
- (10) 洗面器周りは、カウンター一体型洗面器、自動水栓を設け、センサーにより不意に腕等に水がかからないよう配慮する。
- (11) 大きめシートを備えたトイレである旨を示す表示を行うこと。

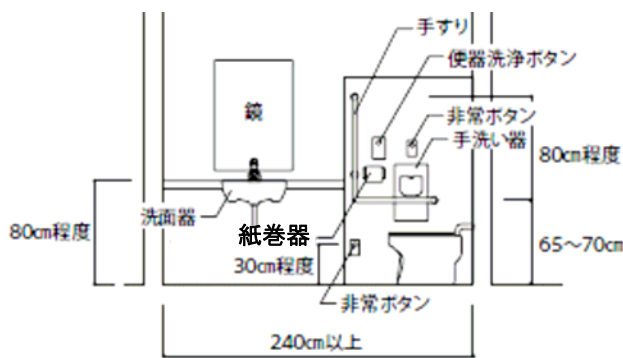
→〔図10-G〕
〔図10-H〕参照

図10 - E、図10 - Fは削除

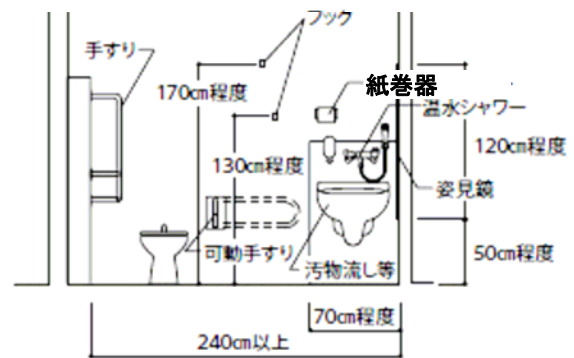
図10-G オストメイト対応多目的便房整備例



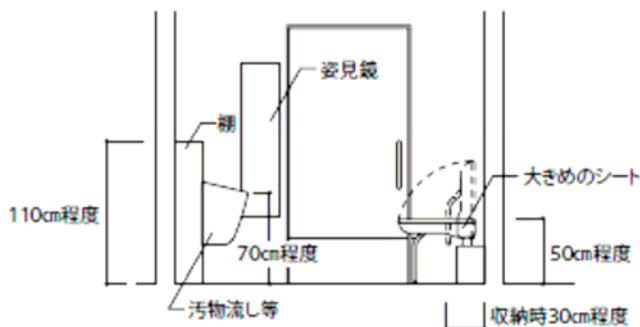
<平面図>



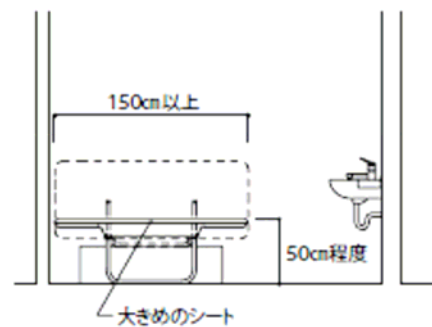
<A 展開図>



<B 展開図>



<C 展開図>

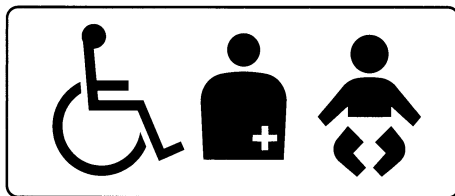


<D 展開図>

図10-H トイレサインの例



図に合わせて、点字による表示を行う。



身体障害者、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）、乳幼児用設備を備えた「多目的便所」の例



（市営地下鉄 高島町駅）

コ ラ ム

国際シンボルマークについて

国際シンボルマークは、すべての障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマークとして国際リハビリテーション協会が定めたものです。国際リハビリテーション協会では、マークが使用できる施設として以下の条件を定めています。

- ・ 建築物へのアプローチに支障がないこと
- ・ 入口が利用できること
- ・ 施設が利用できること

横浜市福祉のまちづくり条例、同施行規則では、これらの趣旨を踏まえ、障害者、高齢者等が利用できる施設について一定の基準（規則別表第11）を定め、これらの施設を示す表示板に国際シンボルマークを採用しました。障害者、高齢者等の施設の利用を促進するため、これらの施設への表示板の掲示を定めていますので、積極的な整備をお願いします。



（国際シンボルマーク）

11

便所（その2）

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、便所が建築物の区分につき1箇所の建築物であって、当該便所が10の項に定める構造の便房だけで構成されているものについては、この限りでない。

- (1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 10の項に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け式便器及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- (4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 男子用小便器を設ける場合には1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。
- (6) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

車いす使用者以外の障害者、高齢者等が便所を円滑に利用するためには、便房への補助手すりの設置が有効である。そのため、車いす使用者対応便房以外の便所の1以上の便房、小便器、洗面器について障害者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設置する。

(1)、(2) 便所の出入口及び戸

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。戸の構造は、5の「居室の出入口」の項(2)を参照。

(3) 便房の構造

ア 便房の戸

(ア) 便房の出入口の幅員は有効で65センチメートル以上とする。

(イ) 開き戸とする場合は、便房内で転倒した場合等非常時に戸が開かなくなることを避けるため、外開きとする。この場合、当該便房は通行の支障とならない箇所に設ける。

(ウ) 施錠装置は容易に操作できるものを使用し、それと連動して外側に使用中の表示が出るようにする。

イ 便房内の設備

(ア) 手すりはL字型のものを設ける。水平部分の高さは65-70cm、垂直部分の位置は、便器の先端から20-30cm前方に設ける。

(イ) 腰掛け式便器、手すりは高齢者等の歩行困難者の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるために必要である。

(4) 床面

滑りにくい床材を使用する。

(5) 小便器

ア 手すりは便所の入口から最も近い小便器に設置する。

イ 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な体を支えながら用を足せる構造が必要となる。胸あて用の手すりは小便器に十分近づけて取り付ける。

図面番号

→〔図11-A〕参照

→〔図11-C〕参照

図11-A 高齢者対応便房の整備例1

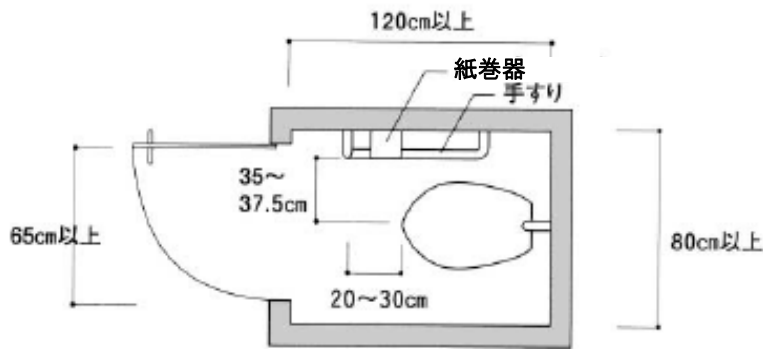


図11-B 高齢者対応便房の整備例2

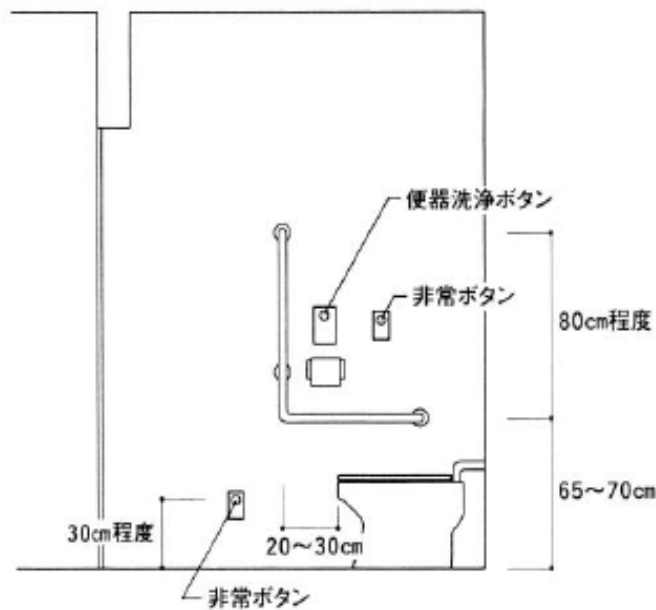
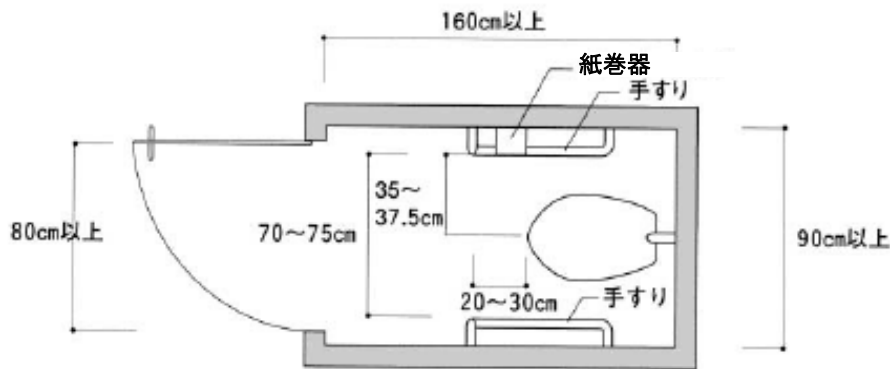
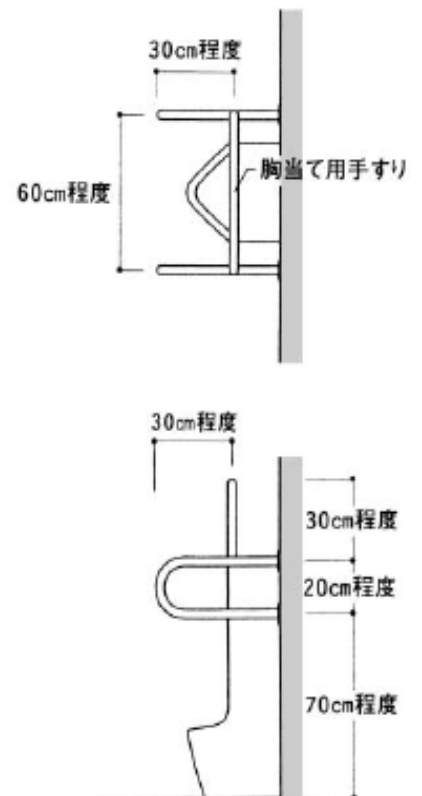


図11-C 小便器の整備例



胸当て用手すりは、小便器の上面の出幅にそろえて取り付ける。

- (6) 洗面器及び洗面器まわり
 - ア 洗面器の手すりは前方及び両側に取り付ける。当該洗面器は通行の支障とならない箇所に設ける。
 - イ 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
 - ウ 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう65～70センチメートル程度とする。
 - エ 洗面台の鏡は床上90センチメートル以下の高さから上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設ける。

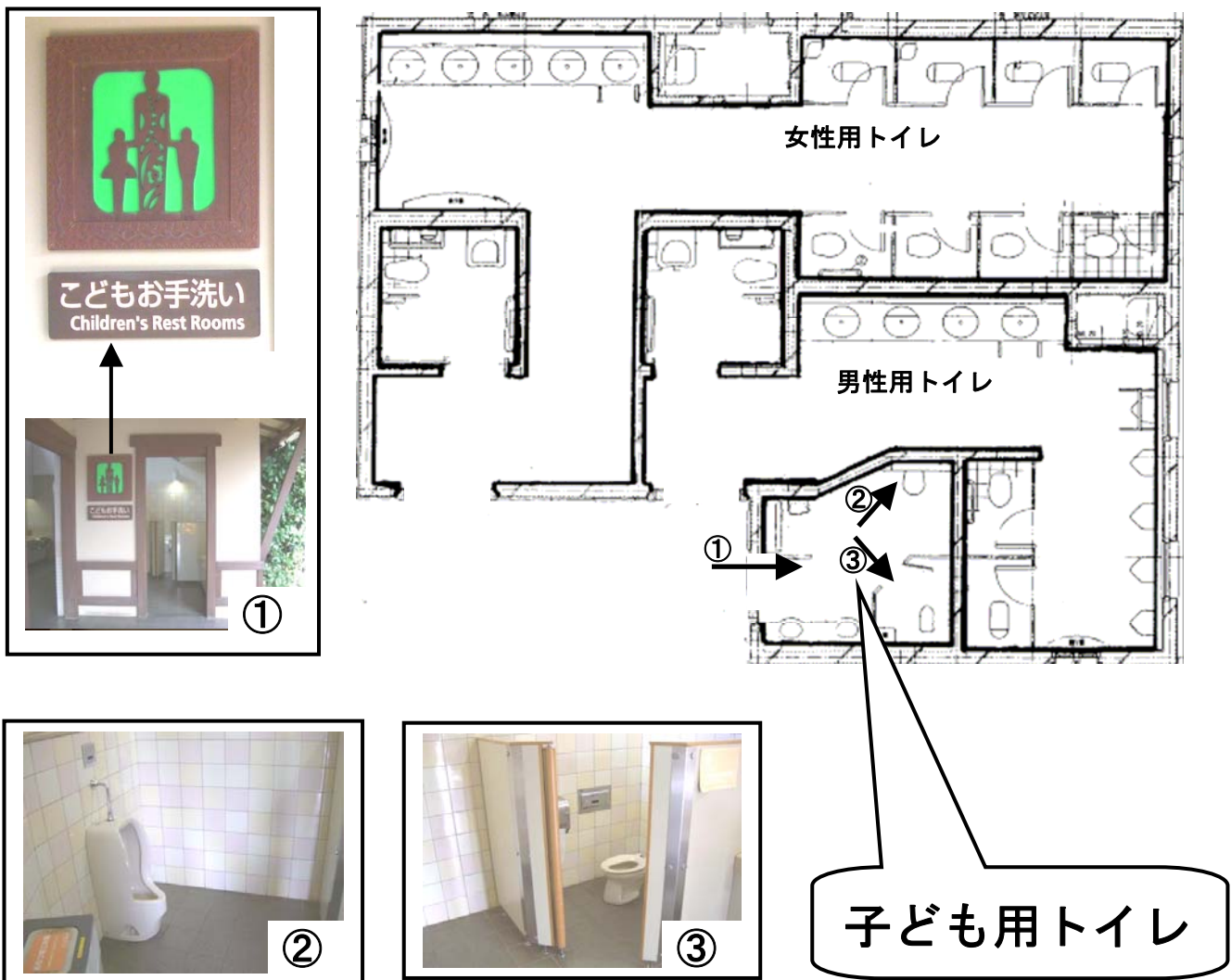
→ [図11-D]
 [図11-E]
 [図11-F] 参照

望ましい水準

- (3) 便房の構造
 - 手すりは両側に設ける。
- その他の事項
 - ア 非常用呼び出しボタンを設ける。
 - イ 便房が使用中の場合、外部に使用中の表示を鍵の開閉によって、文字や色が変わる等により表示を行う。
 - ウ ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を設置する。

→ [図11-B] 参照

図11-G 子どもに配慮した便所の整備例



(図・写真いずれも、よこはま動物園ズーラシア)

図11-D 洗面器まわりの整備例1

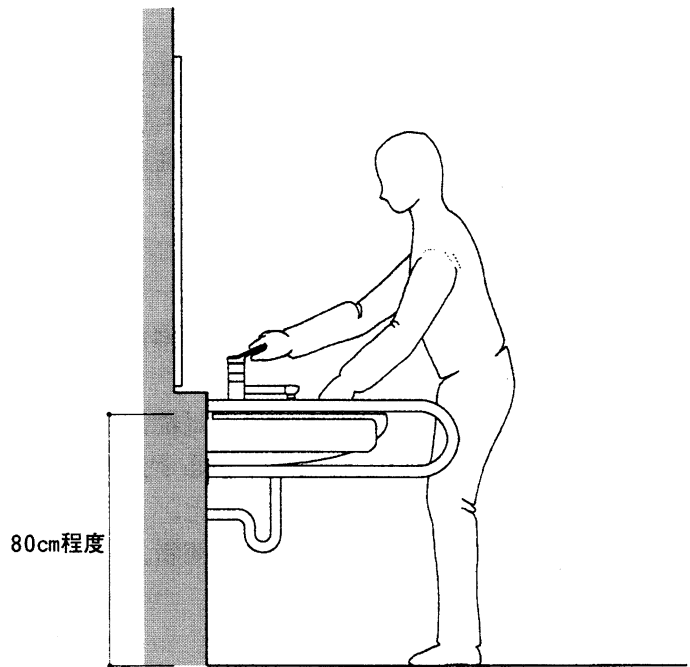
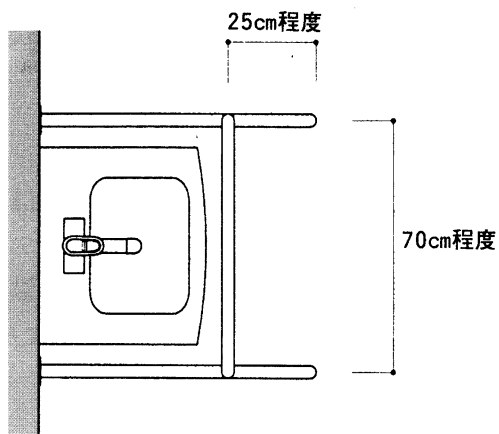


図11-E 洗面カウンターの整備例2

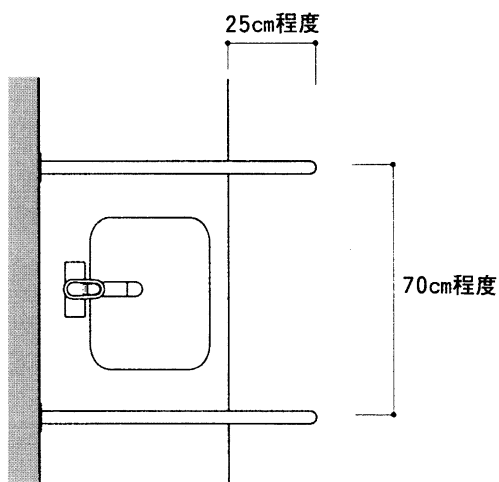
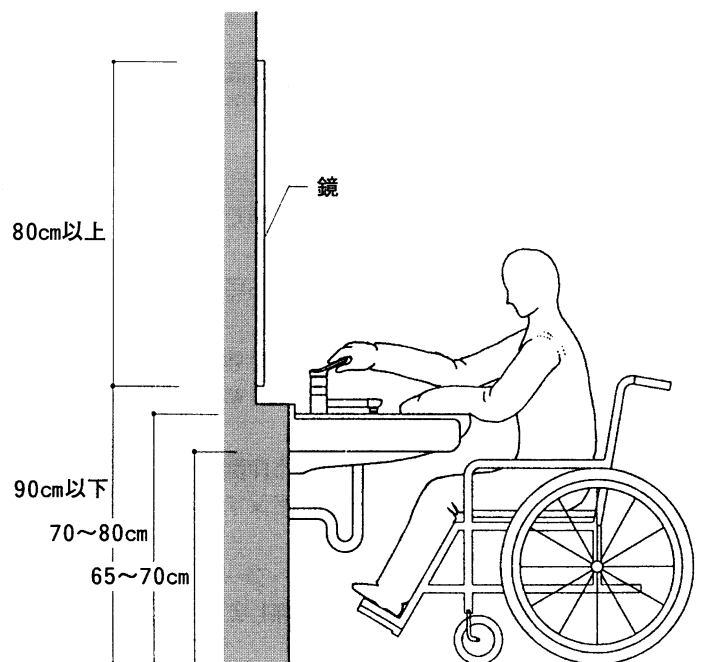
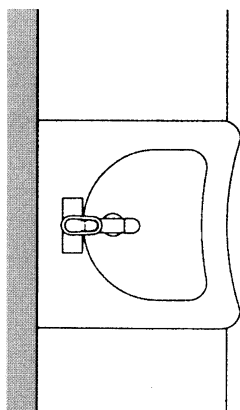


図11-F 洗面カウンターの整備例
(車いす使用者対応)



12

浴室、シャワー室及び更衣室

指定施設整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。
 - ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。
 - エ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。
 - オ 必要な場所に手すりを設けること。
 - カ 浴槽、シャワー及び水栓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

浴室、シャワー室、更衣室の構造・設備等は、障害の特性、程度などにより個々人で異なるため、建築物の目的・用途による柔軟な配慮が必要である。基本的なスペースや設備の設置位置等を規定する。なお、施設の用途によりシャワーいすや浴槽への移乗台などの備品を用意し、貸し出すなどの配慮が必要である。

(1) 床面

濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床面上を座位姿勢で移動する場合を配慮し、体を傷つけない仕上げとする。

(2) 浴室等の構造

ア 出入口の幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。

イ 戸

シャワー室のブースはカーテンでも可とする。

ウ 段

水処理の関係から多少の段が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないようにする。

エ 車いす使用者に必要な空間

車いす使用者が円滑に利用できる床面積は、浴室内で車いすが回転できるスペース（直径150センチメートル以上）を確保することが基本である。

オ 手すり

手すりは洗い場、浴槽、シャワーブース、及び更衣ブースの周囲に水平垂直に設ける。特に、洗い場と浴槽の移動に際して立ち上がる動作の補助として垂直に手すりを設ける。

カ シャワー及び水栓の構造

(ア) シャワー及び水栓は座ったままで利用できるようにし、水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。

図面番号

→〔図12-A〕
〔図12-B〕参照

→〔図12-B〕参照

図12-A 共同浴室の整備例

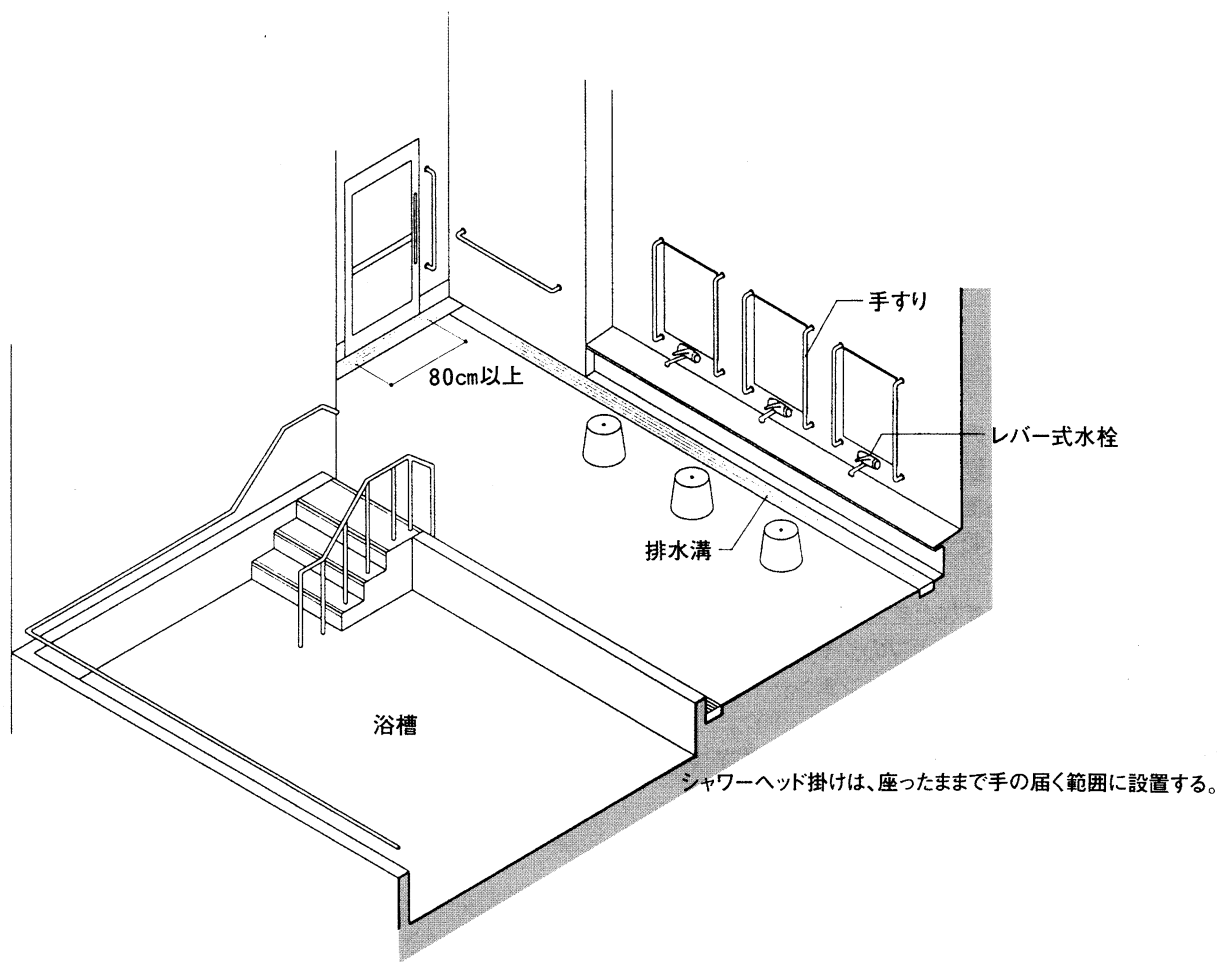
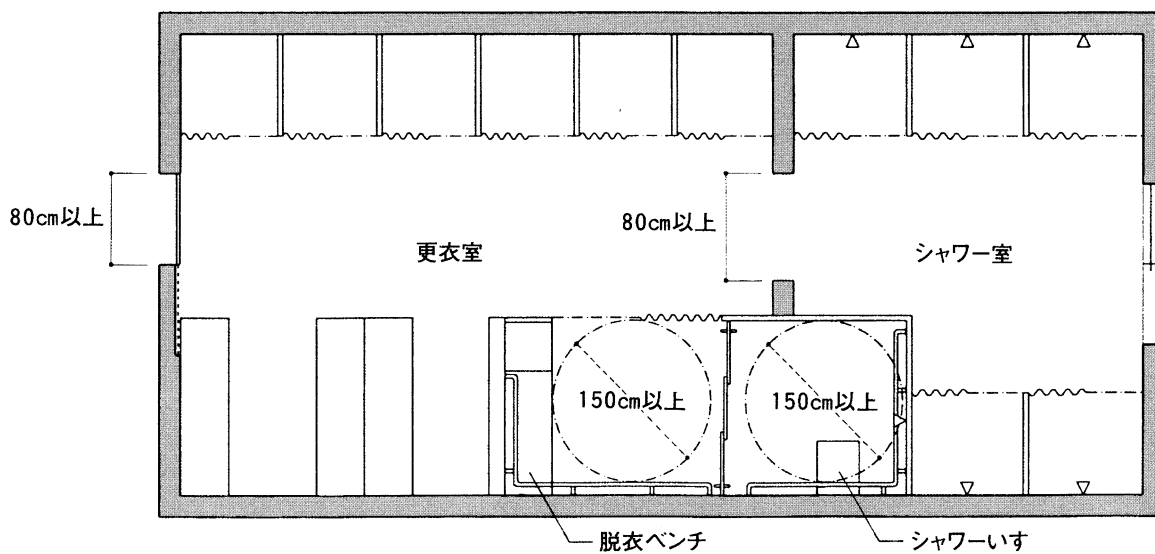


図12-B シャワー室、更衣室の整備例



(イ) 給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、水栓は容易に利用できかつボタン等で温度調節のできる構造とする。

望ましい水準

○ その他の事項

ア 浴室

(ア) 洗面器、棚などの附帯設備は、車いす使用者が利用しやすいように配置する。

(イ) 共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける。

(ウ) 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ（40～45センチメートル）と同程度とする。

イ シャワー室

(ア) シャワー用のいすなどを用意する。

(イ) 洗い場に移乗するタイプのシャワーブースを設ける場合は、洗い場の高さは、車いすの座面の高さ（40～45センチメートル）と同程度とする。

ウ 更衣室

脱衣ベンチの高さは、車いすの座面の高さ（40～45センチメートル）と同程度とする。

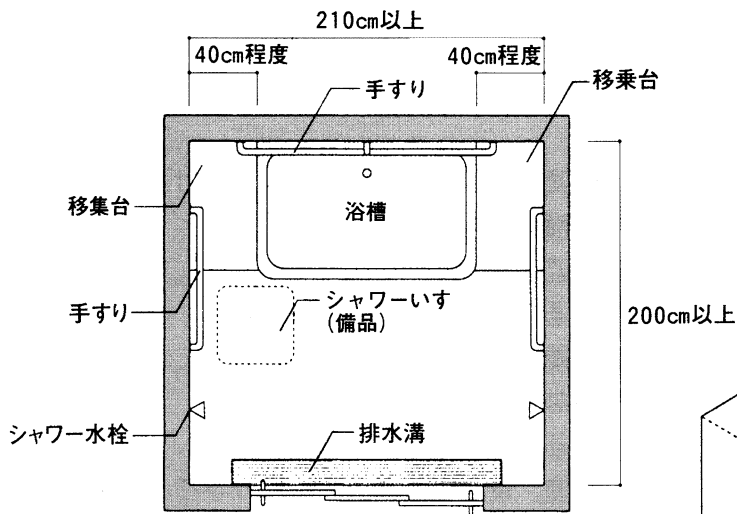
➡〔図12-A〕参照

➡〔図12-C〕参照

➡〔図12-D〕参照

➡〔図12-E〕参照

図12-C 個別浴室の整備例



出入口の有効幅員は、80cm以上確保する。

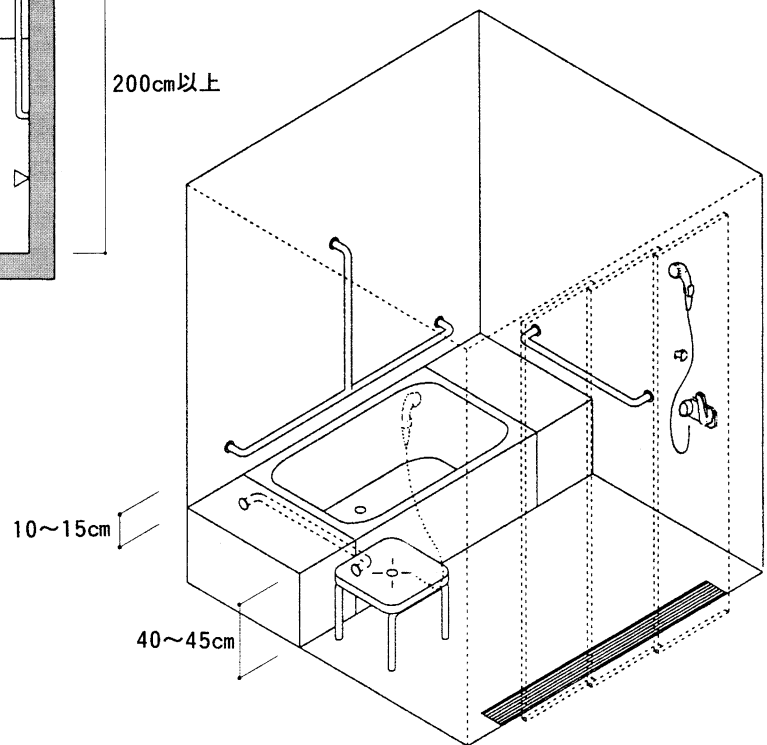


図12-D シャワー室の整備例

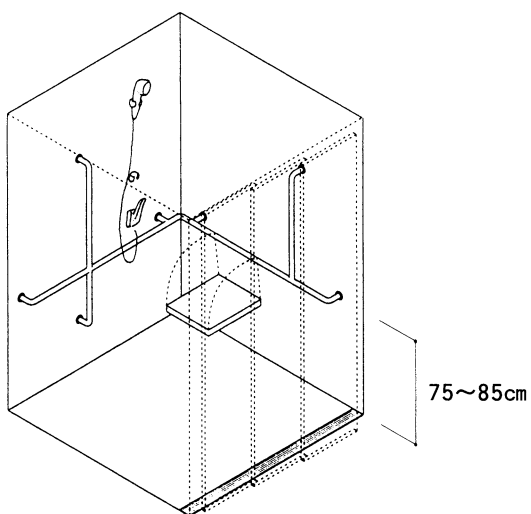
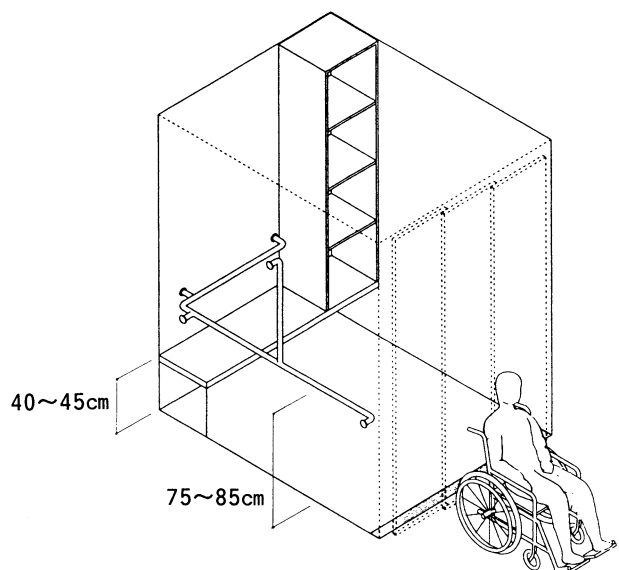


図12-E 更衣室の整備例



13

客室

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客室を設ける場合は、1以上（総客室数が100を超えるときは、2以上）を次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。
- (4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分なスペースを確保すること。
- (5) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。
- (6) 障害者、高齢者等が円滑に利用することができる浴室、便所、洗面所等を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても段差解消を行うなど、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとす。室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要である。

(1) 出入口の幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。

(2) 戸の構造

ア 障害者、高齢者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。

イ 把手は、障害者、高齢者等が使いやすい高さ（床面から90センチメートル程度）に設ける。把手は握り玉は操作が困難な人もいるので避け、レバー式、又は棒状のものとする。

ウ 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、障害者、高齢者等が利用しやすいように設定する。

エ 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。

オ 手動扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉スペースを確保する。

(3) 段

浴室、便所等の出入口には、水処理の関係から多少の段が生じてくる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないようにする。

(4) スペース

浴室、便所の水まわり戸の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。ベッドまわり、便所、洗面所、浴室内には車いす使用者が回転できるスペース（直径150センチメートル以上）を設ける。

(5) ベッド

ア 高さはマットレス上面で、40～45センチメートル程度とする。

イ 車いすのフットレストが下部に入るようにする。

(6) 浴室等の構造

ア 浴室

(ア) 浴室は車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保する。

図面番号

→〔図13-A〕参照

→〔図13-B〕参照

→〔図13-C〕参照

図13-A 客室の整備例

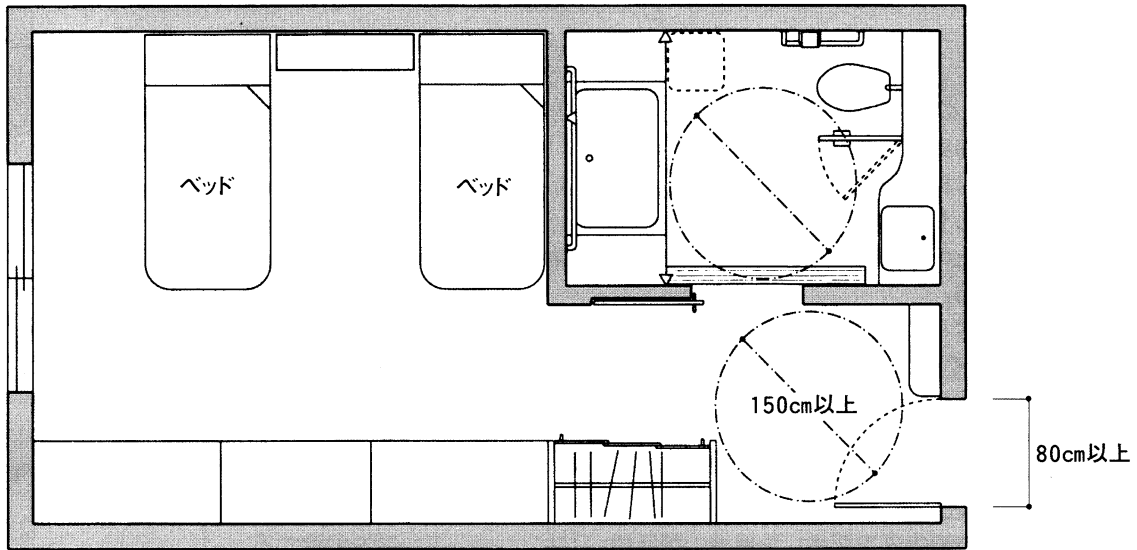
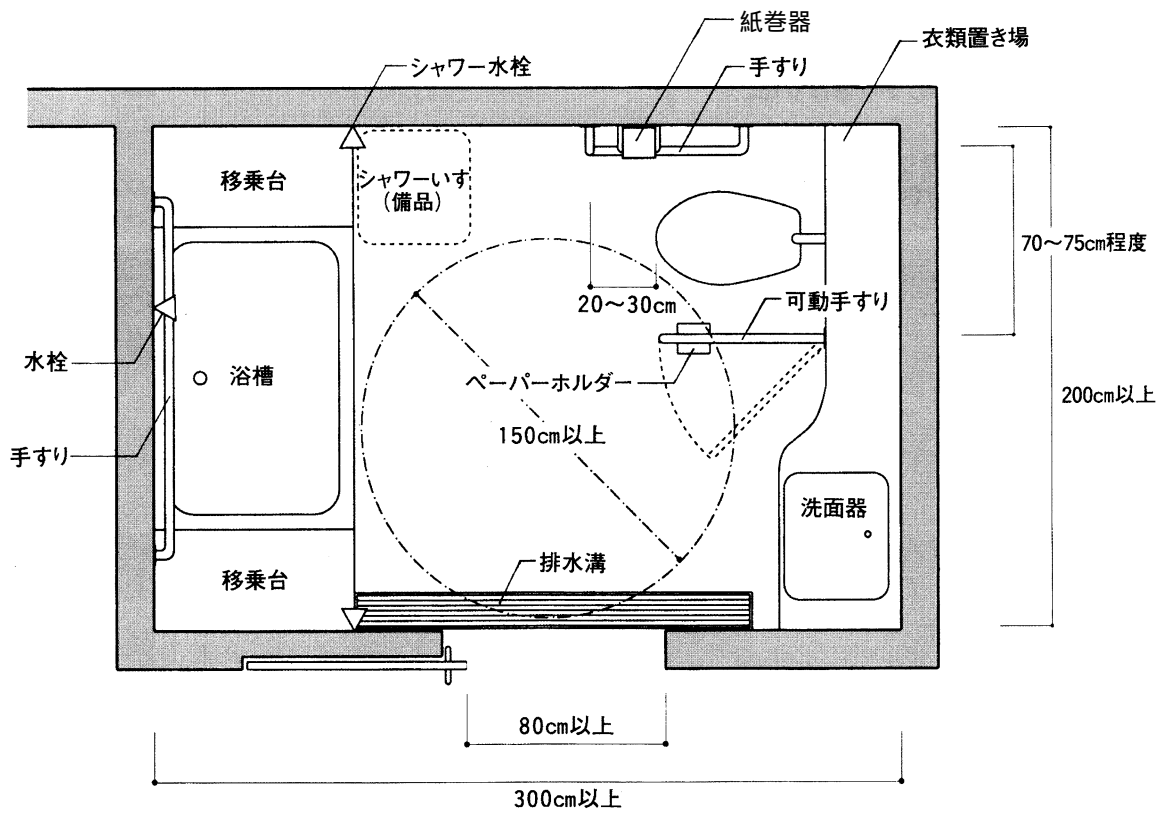


図13-B 客室内水まわりの整備例



- (イ) 浴槽のエプロンの高さは、車いすの座面の高さ（40～45センチメートル）と同程度とし、浴槽へ移乗のためのスペースを設ける。
- (ウ) 洗面器の下部は車いす使用者のひざが入る高さとし、棚などの附帯設備も、車いす使用者が利用しやすいように配慮する。
- (エ) 給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、水栓はダイヤル等で温度調節のできる装置を設ける。
- イ 便所及び洗面所は10の「便所（その1）」の項を参照。
- ウ コンセント、スイッチ類は床上40～110センチメートルの間に設置し、スイッチ、ボタン等は大型で操作が容易なものとする。また、ベッドまわりの手の届く範囲にスイッチを設ける。
- エ 収納棚の寸法は、上端120センチメートル、奥行60センチメートル程度とし、ハンガー掛けの高さは120センチメートル程度とする。
- オ 視覚障害者や聴覚障害者を配慮した構造の電話機、又はファクシミリ等を設置する。
- カ 聴覚障害者のために音響装置により火災を知らせる警報設備と連動した非常警報ランプを設ける。
- キ 床に絨毯を使用する場合は毛足の長いものは避ける。

→〔図13-D〕参照

→〔図13-E〕参照

望ましい水準

- (1) 出入口の幅員
有効幅員は、90センチメートル以上とする。
- (5) ベッド
客室には介助者用のベッドを確保する。
- その他の事項
- ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客室が200を超える場合は1パーセント以上、13の客室の項の(1)から(6)までに定める構造とする。
- イ ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を設置する。
- ウ 聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置する。

→〔図13-F〕参照

→〔図17-C〕参照
(P107)

図13-C ベッドの高さ、間隔の整備例

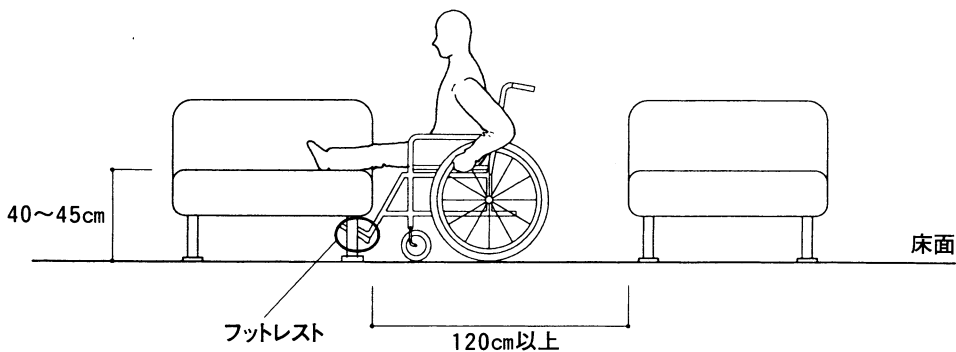


図13-D スイッチ、コンセント高さの整備例

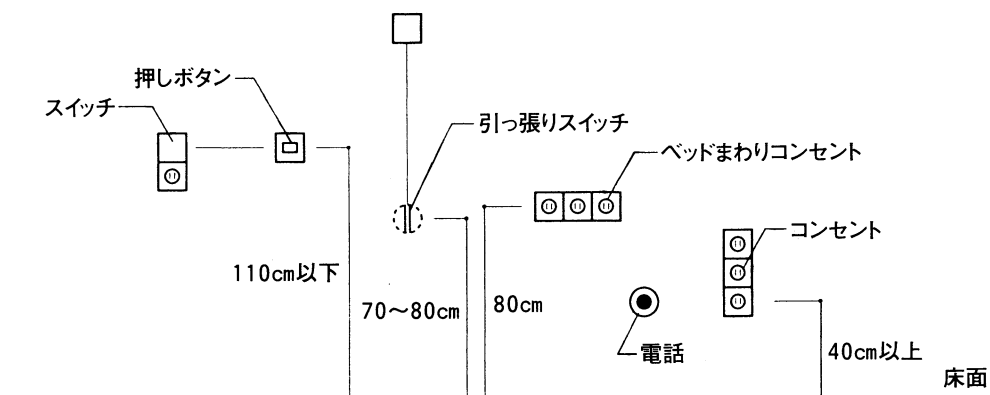


図13-E クローゼットの整備例

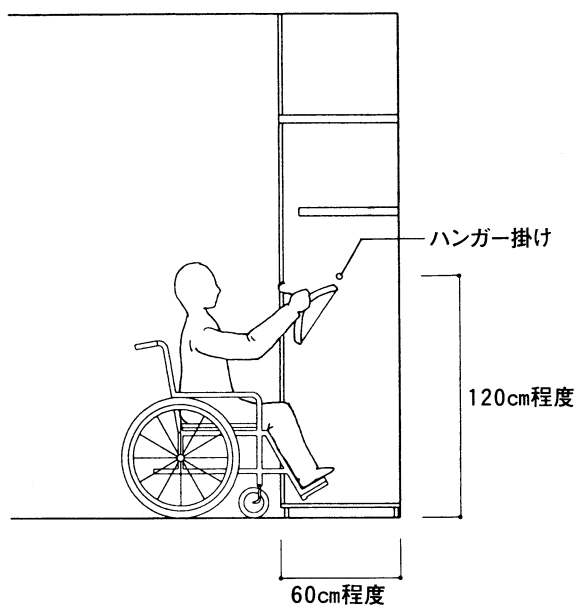
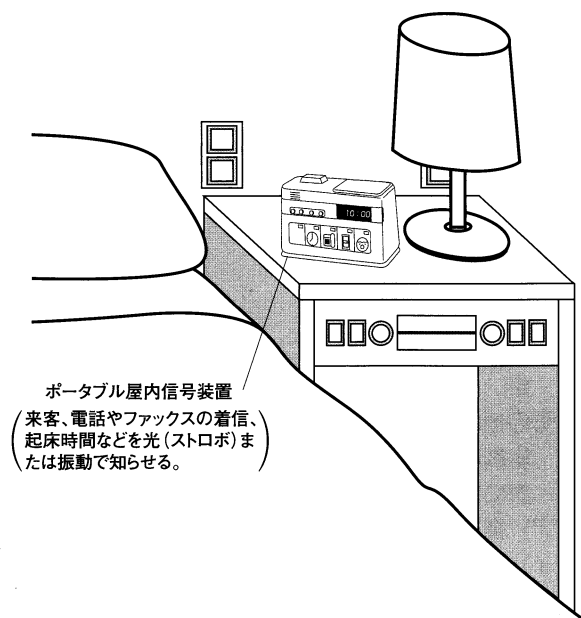


図13-F 屋内信号装置の例



14

客席及び舞台

指定施設整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。
- ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。
 - イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。
 - ウ 車いす使用者用の客席は、1席あたり幅90センチメートル以上、奥行150センチメートル以上とすること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する舞台を設ける場合は、障害者、高齢者等が支障なく客席及びそで口から舞台上上がることができるような経路を確保すること。

整備基準解説

- 基本的考え方
社会生活の中で劇場、映画館、文化施設等の重要度を踏まえ、障害者、高齢者等が利用しやすい客席、参加できる舞台の構造、設備に配慮する。
- (1) 客席の構造
 - ア 位置
車いす使用者用客席はアクセスしやすいよう通路と接し、観覧しやすい位置に設ける。
 - イ 段
段は車いす使用者の通行の妨げになるだけでなく、高齢者等にとっても転倒やつまづきの原因となる。
 - ウ 寸法
1席あたりの寸法は車いすの寸法に余裕幅を加えたものである。
- (2) 舞台の構造
 - ア 障害者、高齢者等が容易に舞台上がれるよう、傾斜路や昇降機の設置等により動線を確保する。
 - イ 楽屋も障害者、高齢者等の利用に配慮し、楽屋と舞台の動線を確保する。

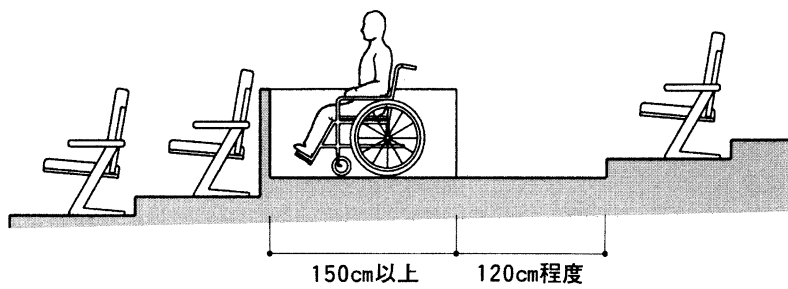
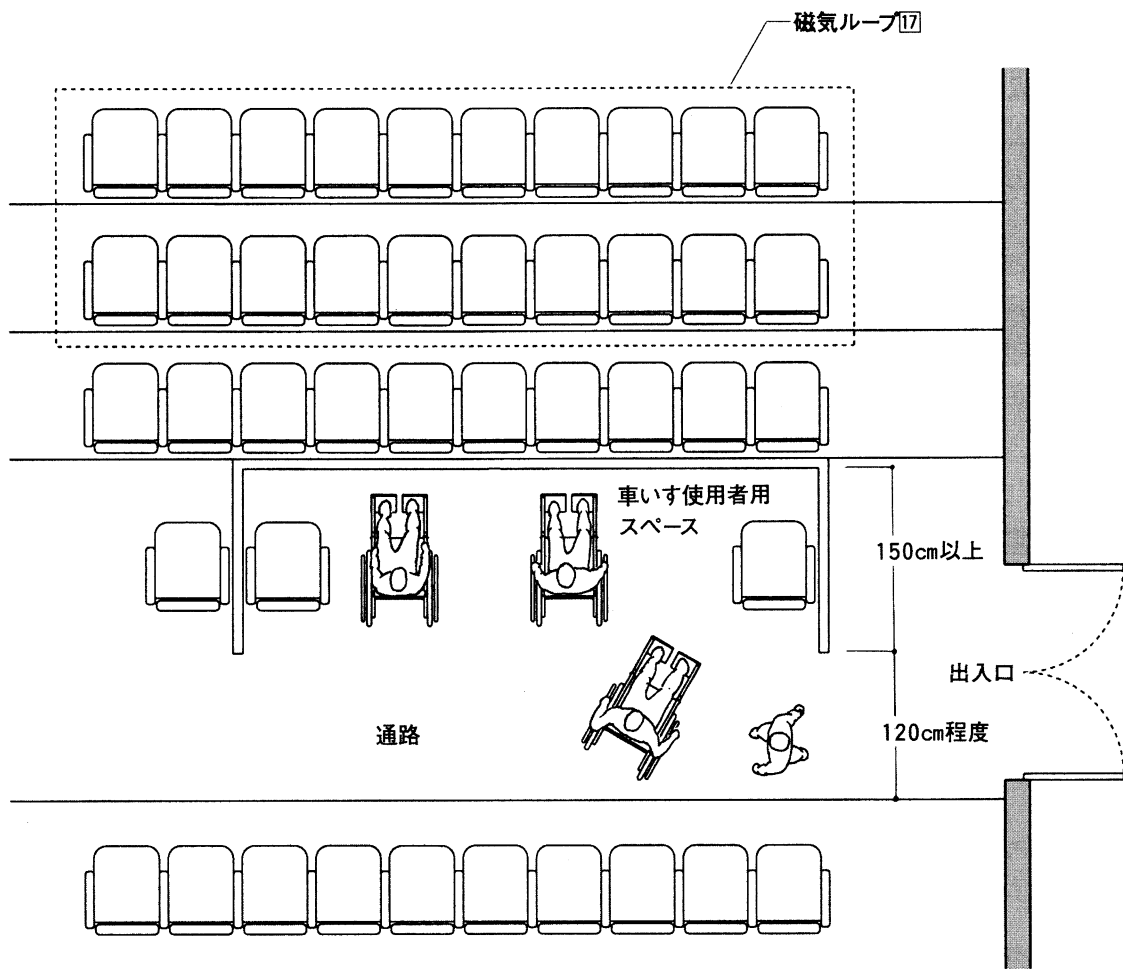
図面番号

→【図14-A】参照

望ましい水準

- (1) 客席の構造
 - ア 車いす使用者用客席に隣接して介助者用のスペースを設ける。
 - イ 車いす使用者用客席の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。
- その他の事項
 - ア 総客席数が200を超える場合には、車いす使用者用客席を1パーセント以上設ける。
 - イ 次に掲げる設備等を備え、舞台スペースに配慮する。
 - (ア) 発光ダイオード及び液晶等の電光掲示板等の文字情報を表示するための設備
 - (イ) 手話通訳者への照明設備及び要約筆記通訳者へのオーバーヘッドプロジェクターやオーバーヘッドカメラ、パソコンと液晶プロジェクター等の設備

図14-A 客席の整備例



15

案内標示

指定施設整備基準

(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを表示する標識を設けること。

(2) 建築物（案内所が設けられているものを除く。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

(3) 建築物（案内所が設けられているものを除く。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。

イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。

ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。

エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。

オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等の施設内の移動を容易にするため、障害の特性に応じた案内標示を行う。案内板・サインの設置にあたっては、車いす使用者、弱視者、高齢者、知的障害者等にも分かりやすく、また、通行の妨げとならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。照明や採光もあわせて配慮する。特に玄関ホールは、施設内の各室等の配置が理解できるよう案内板を設けることが必要である。

(1) 標識

標識（ピクトグラム）は日本工業規格Z8210に適合するものでなければならない。

(2) 視覚障害者に示すための設備

その他の方法とは、文字等の浮き彫りまたは音による案内とする。

(3) 案内標示の構造

ア 文字

書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。

イ 設置位置

通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

ウ 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50～200センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

エ 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

オ スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

図面番号

→〔図15-A〕参照

→〔図15-B〕
〔写真15-A〕参照

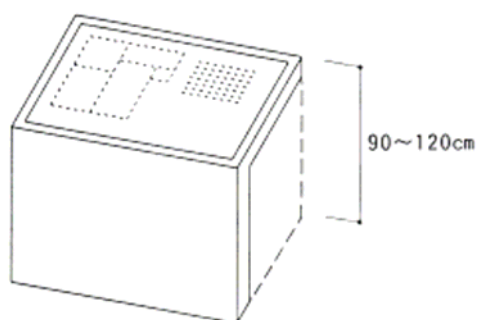
→〔図15-C〕参照

→〔図15-D〕参照

図 15-A 標識（ピクトグラム）の例

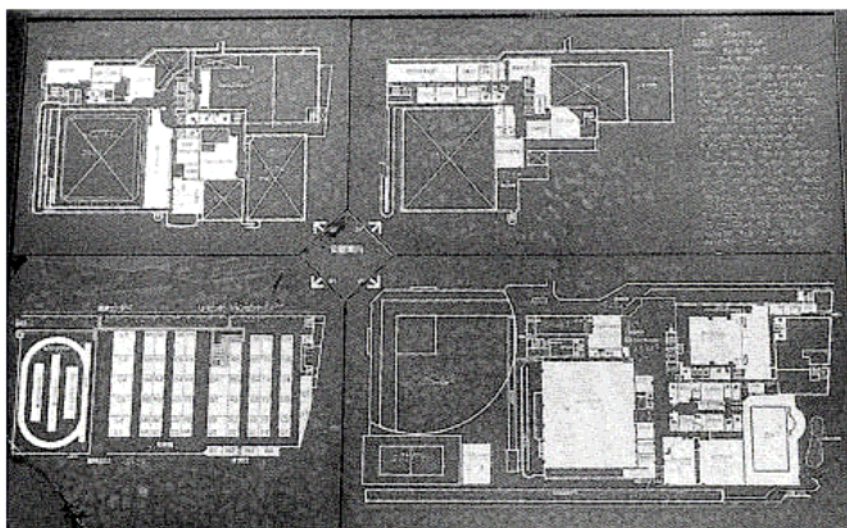


図 15-B 触地図の設置例 図 15-C 字体の例（太ゴシック）



よこはまし
ヨコハマシ
横浜市

写真 15-A 建築物内の配置を表した触知図



（横浜ラポール）

望ましい水準

(3) 文字

漢字表記については、必要に応じひらがなを併記する。

○ その他の事項

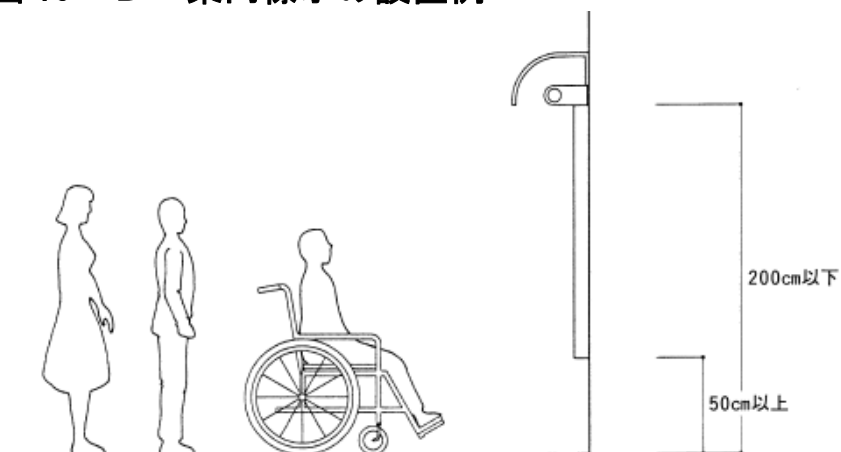
ア 必要に応じ建築物の出入口の位置や主要な室の内部の配置を示した触知図を設ける。

イ 主要な室及び便所の出入口では、必要に応じ視覚障害者にわかるように室名や部屋番号を浮き出したもの（便所にあつては男女の区別）又は、点字表示を設ける。

ウ 出入口等の表示は、施設及び主要な室の内部の配置及び構造を案内する。施設の総合案内としては車いす使用者用客席等、障害者、高齢者等の利用に配慮した設備等の位置の表示を行う。

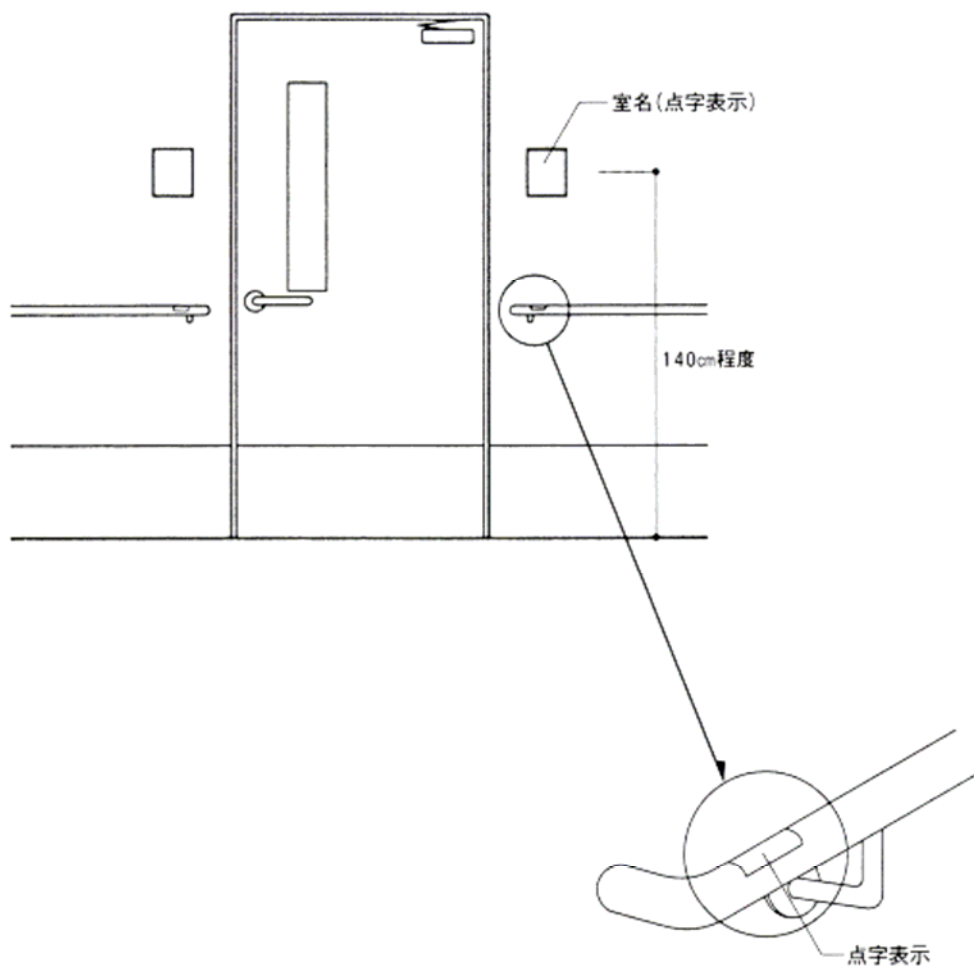
→〔図 15－E〕参照

図 15-D 案内標示の設置例



表示板面の中心は目線の高さ(130cm程度)とする。

図 15-E 居室出入口まわりの整備例



指を傷つける恐れのない素材や仕上げとする。

16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

- (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
 - ア 歩道上から外部出入口、敷地内通路又は案内施設に至る連続した経路
 - イ 敷地内通路の車路に近接する部分
 - ウ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとする。
 - ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートルとすること。
 - イ 色は、周辺の床材の色と対比効果があるものとすること。
 - ウ 別表第3の3の項(2)ウ及びびエに定める構造とすること。
- (3) 地下街その他視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。
- (4) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。
- (5) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色とすること。

整備基準解説

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設場所

ア 連続した経路の敷設

(ア) 点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備（点字案内板又は触知図等）を設ける場合は、正面に至る経路に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

(イ) 出入口から施設案内に至る連続した経路にエレベーターがある場合は、乗降ロビーの乗り場ボタン前に敷設する。

イ、ウ 注意を喚起する場所

(ア) 基準に該当する場所は、敷地内通路及び敷地内通路の階段や屋内階段、エスカレーターである。

(イ) 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅 60 センチメートルを確保する。

エ 敷設にあたっての留意点

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。

(イ) 通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に、かつ壁面から通行の支障とならない距離を確保する。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造

ア 大きさ

視覚障害者の歩行感覚を取り損なわない最低限の大きさとして 30 センチメートル角とした。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。

鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性がある
イ 色彩 ことなどから使用しない。

危険を知らせる箇所（階段等）は原則黄色とする。建物内の平坦部や敷地内通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。なお、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一した色を使用する。（P146参照）

図面番号

→ [図 16-D]
[図 16-E]
[図 16-F]
[図 16-G]
[図 16-H]
[図 16-I] 参照

→ [図 16-A] 参照

図16-A 視覚障害者誘導用ブロックの構造

※JISによる突起の形状・寸法及びその配列についてはP125参考

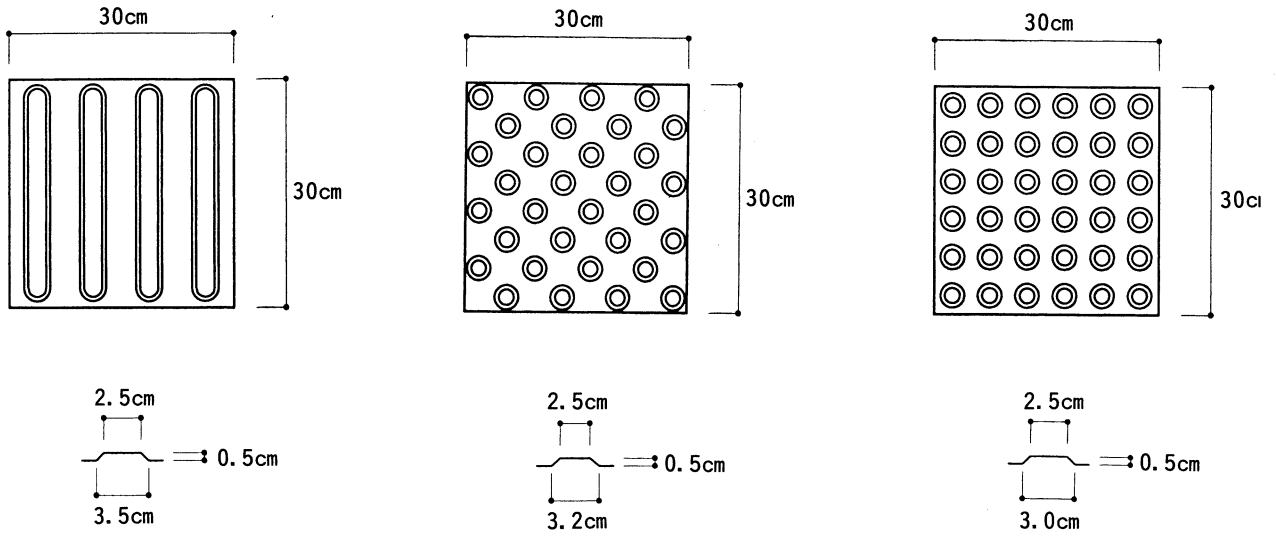


図16-B 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

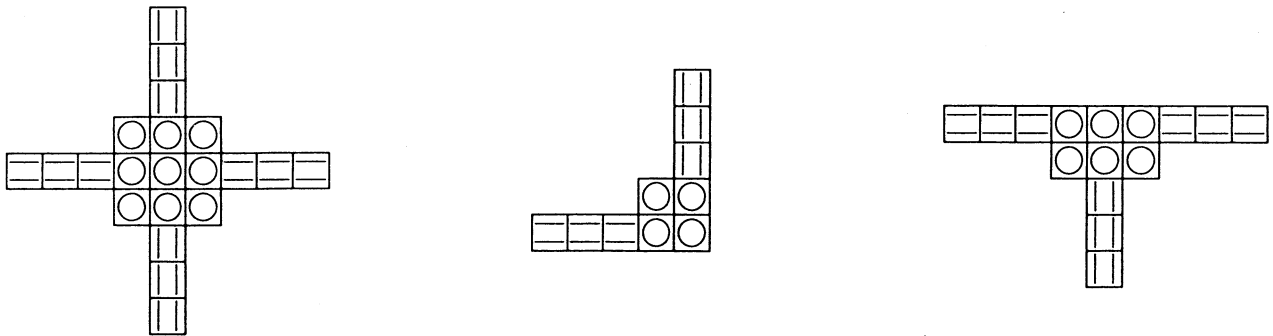
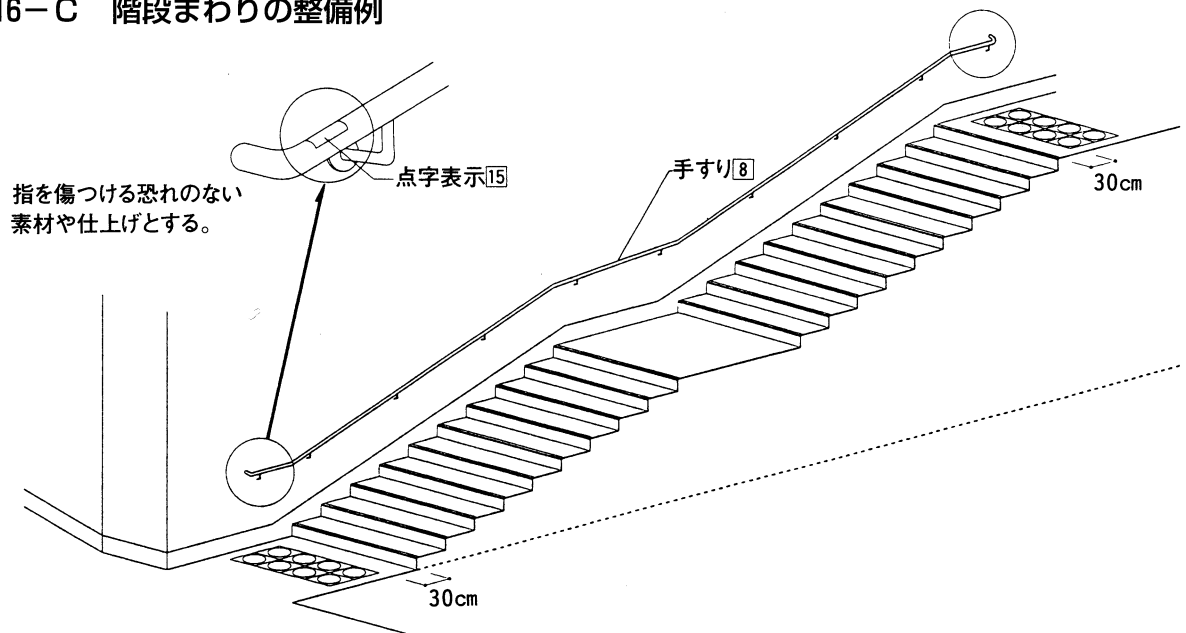


図16-C 階段まわりの整備例



ウ その他の構造

道路の一般都市施設3の「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の項(2)ウ及びエを参照。

(3) 音による誘導

ア 視覚障害者の利用の多い施設とは区役所、図書館、市が設置する全市一館施設(市内に1つしかない公共施設)その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等が該当する。

イ 音による誘導は大規模で複雑な構造をもち、出入口が複数ある施設にあつては、視覚障害者にとって有効な情報提供手段となる。しかし、音による整備誘導を行う際には、その目的と音源の種類による誘導特性をよく理解して整備計画をたてる必要がある。たとえば、誘導鈴等に用いられる断続音による誘導は遠方から目標施設の位置・方向を大まかに認知するためには有効である。一方、テープ等による誘導は遠方からの方向確認には適していないが、近距離において外部出入口等の正確な位置を案内したり、通路の分岐点における現在位置の確認や複数情報の提供を行う等の案内に適している。

(4) 点字表示

視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

(5) エスカレーター

弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいようくし板の縁取りを行う。

→ [図16-C] 参照

望ましい水準

(1) 敷設場所

必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果がある床材を敷設する。

(5) エスカレーター

エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等へ注意を喚起するため音声案内を行う。

○ その他の事項

複雑な構造をもつような大規模施設においては、受付等で点字による施設案内が行えるよう案内設備を設ける。

図16-D 引き戸まわりの敷設例1

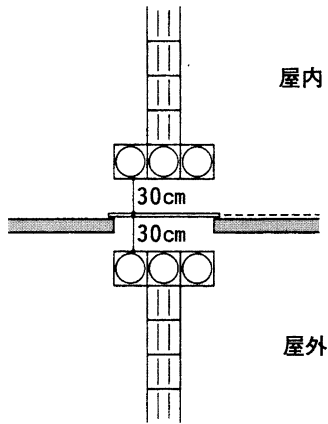


図16-E 引き戸まわりの敷設例2

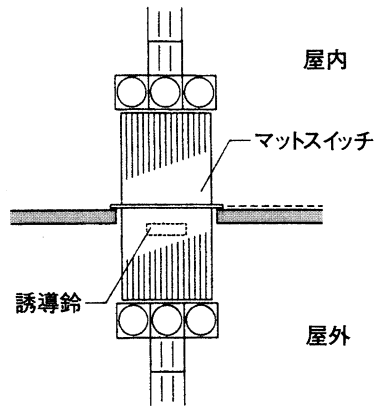


図16-F 開き戸まわりの敷設例

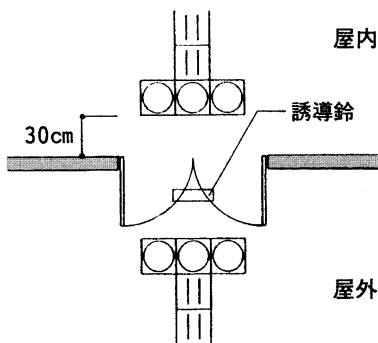
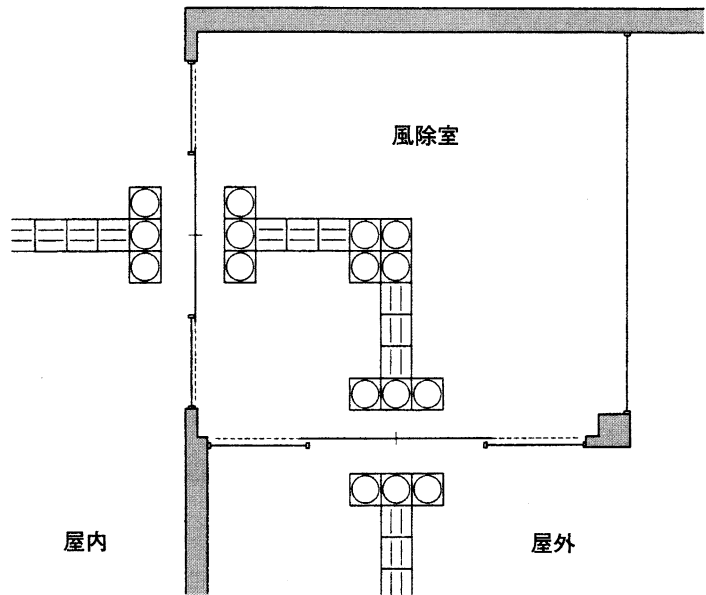


図16-G 風除室の敷設例



風除室は中で進行方向を変えないことを原則とするが、やむをえない場合には、ブロックを連続して敷設する。

図16-H エレベーターまわりの敷設例

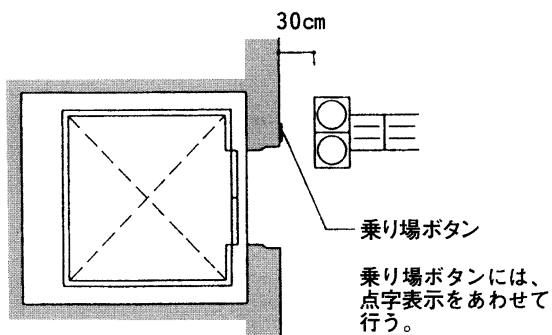
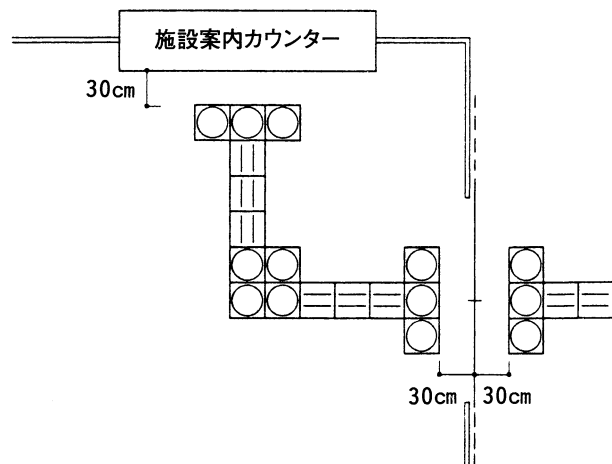


図16-I 施設案内カウンターまわりの敷設例



17

聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

- (1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び13の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼び出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えること。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けること。

整備基準解説

- 基本的考え方
病院、金融機関等の施設の窓口カウンターでは、聴覚だけでなく視覚においても情報伝達が行えるような仕組みが必要である。
- (1) 文字情報表示設備
文字情報を表示するための設備とは、発光ダイオードや液晶等の電光表示板等が考えられる。
- (2) スクリーン等に文字を映し出せる機器
聴覚障害者が複数参加する会議では、オーバーヘッドプロジェクターやオーバーヘッドカメラを使った要約筆記、パソコンと液晶プロジェクターを使ったパソコン要約筆記等が有効である。
- (3) 集団補聴設備
集団補聴設備には磁気ループ、FM送受信装置、赤外線送受信装置等がある。

図面番号

→〔図17-A〕
〔写真17-A〕参照

→〔図17-B〕参照

望ましい水準

- (3) 集団補聴装置
音響設備を有する会議室を設ける場合は、集団補聴設備を施した会議室を設ける。
- その他の事項
 - ア 電話機は聴覚障害者用音量増幅器を取り付ける。
 - イ 必要に応じて施設の受付等にファクシミリを備える。
 - ウ 待合室やロビーにテレビを設置する場合は、文字放送デコーダー（字幕デコーダー、文字放送チューナー）を設置する。

→〔図17-C〕参照

図17-A 金融機関等の受付整備例

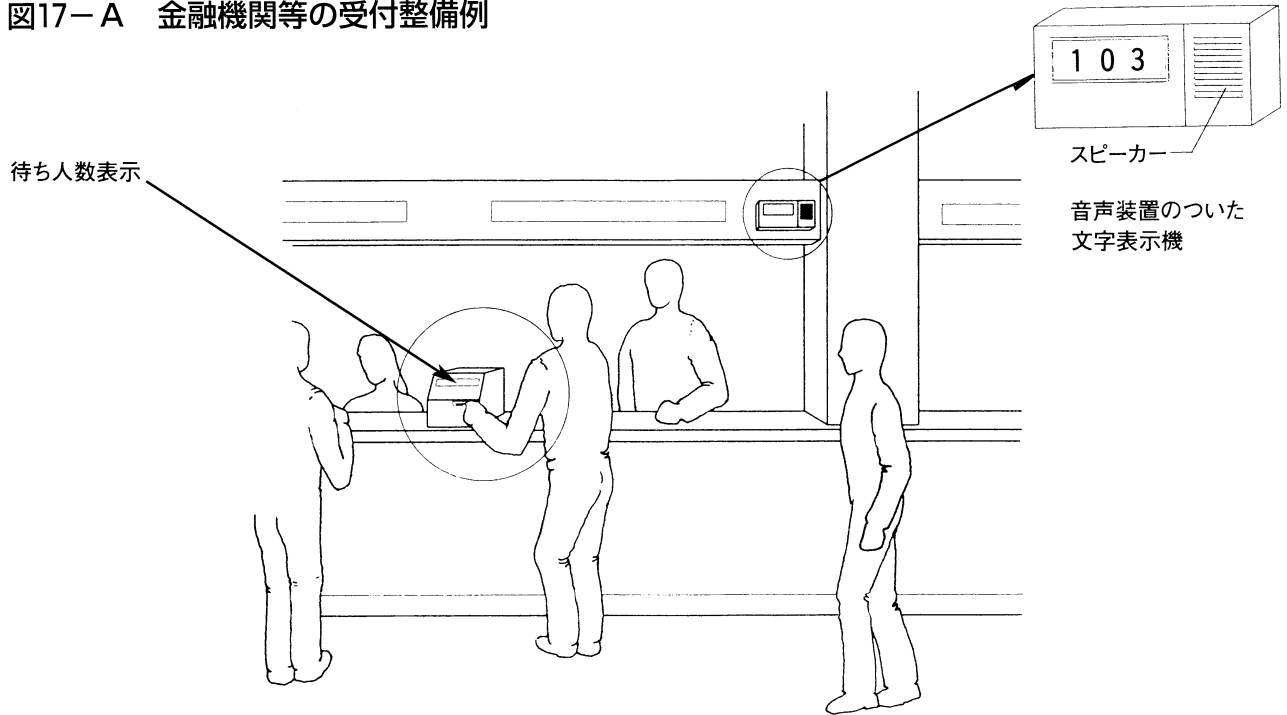
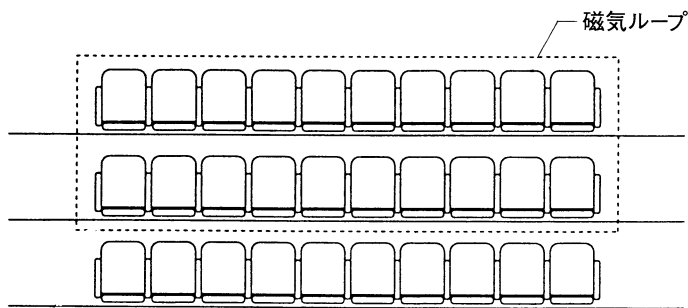


図17-B 集団補聴設備の整備例



磁気ループ

床面に敷設した導線(ループ)に伝達したい音声等の信号を流すことによって、導線内にある受信器(補聴器)をつけた人が、マイクロホン等の音を耳元で直接聞くことができる装置。音声等が増幅されることにより、音源からの距離に関係なく明瞭に聴取することができる。

図17-C 文字放送デコーダーの設置例



文字放送デコーダー
テレビの文字放送を受信するための装置のこと。
外付けタイプとテレビに内蔵されているタイプがある。

写真17-A 病院の文字表示機



(市大附属病院)

18

警報設備及び避難口誘導灯

指定施設整備基準

- (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けること。
- (2) 屋外へ通ずる出入口、廊下、階段等その他必要な箇所には、点滅型誘導灯を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

福祉のまちづくりは、障害者、高齢者等が施設を利用できるよう整備することに止まらず、非常時における情報伝達のあり方にも配慮する必要がある。特に警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要がある。

(1) 音響装置

音によって非常事態の発生を知らせる装置である。

(2) 点滅型誘導灯

非常時に点滅し、利用者を適切に誘導することができるような設備である。

望ましい水準

(1) 音響装置

一斉放送できる設備を設ける。

(2) 避難誘導灯

避難誘導灯には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、非常放送設備と連動した事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設ける。

○ その他の事項

指定施設のうち官公庁施設、文化施設、金融機関等の施設、公衆浴場、路外駐車場、共同住宅には建築物の指定施設整備基準18の「警報設備及び避難口誘導灯」の項(1)及び(2)の設備を設ける。

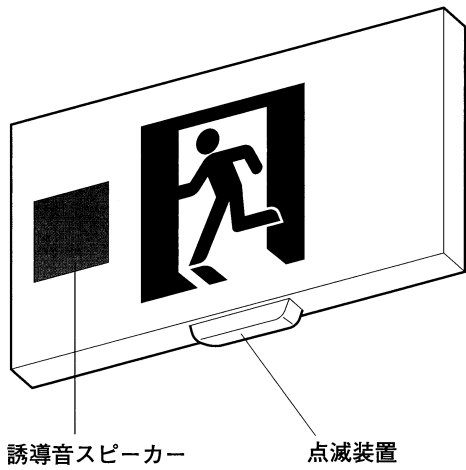
図面番号

→〔図18-A〕参照

→〔図18-B〕
〔図18-C〕参照

図18-A 避難口誘導灯の例

●誘導音付点滅形誘導灯



●既設誘導灯に追加取付する例

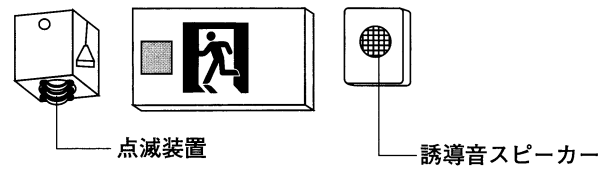


図18-B 非常文字表示装置の例

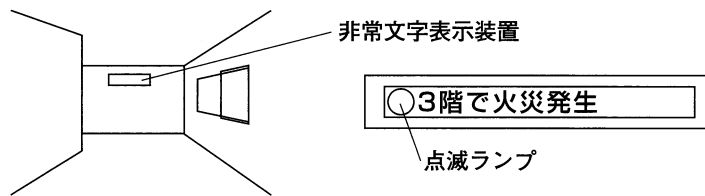
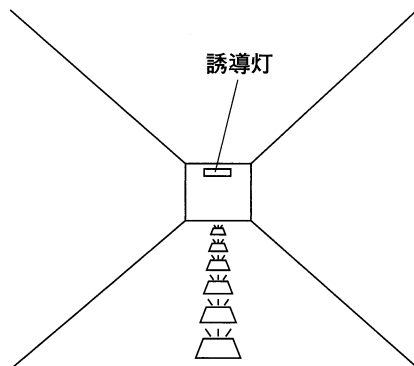


図18-C 光走行式避難誘導装置の例



火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難の方向を示します。

19

附帯設備

指定施設整備基準

- (1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行を確保すること。
- (2) 水飲みを設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。
 - ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲に十分なスペースを確保すること。
 - イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。
- (3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。
 - ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。
 - イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう構造とすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等の障害の特性を理解し、附帯設備についても利用しやすい形状、位置等に配慮する。また、通行の支障とならないよう配慮する。

(1) カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法

- ア カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法は、下部に車いすのフットレスト及びひざが入るよう、下端65～70センチメートル程度、上端70～75センチメートル程度、奥行45センチメートル程度とする。また、寄り付き幅員は80センチメートル以上とする。
- イ 公衆電話の受話器の高さは110センチメートル以下とする。

(2) 水飲みの構造

- ア 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットレスト及びひざが入るよう、下端65～70センチメートル程度、奥行45センチメートル程度とする。寄り付幅員は80センチメートル以上とする。また、飲み口は高さ75～80センチメートル程度とし、縁から10センチメートル以内の位置に取り付ける。
- イ 水飲みは上肢障害者にとっても扱いやすい形式とする。

(3) 自動販売機等の構造

- ア 自動販売機等の前面
自動販売機等を設置する場合は、段やその他の障害物がないよう配慮する。
- イ 操作ボタン等の構造
 - (ア) 自動販売機、券売機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から45～125センチメートル程度の範囲にする。また、金銭投入口は大きくし、障害者、高齢者等が扱いやすい形式とする。
 - (イ) 現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から80～110センチメートル程度の範囲にする。

図面番号

- 〔図19-A〕
〔図19-B〕
〔図19-C〕
〔図19-D〕 参照
→〔図19-E〕
〔図19-F〕
〔図19-G〕 参照

→〔図19-H〕 参照

→〔図19-I〕 参照

図19-A カウンター、記載台の整備例

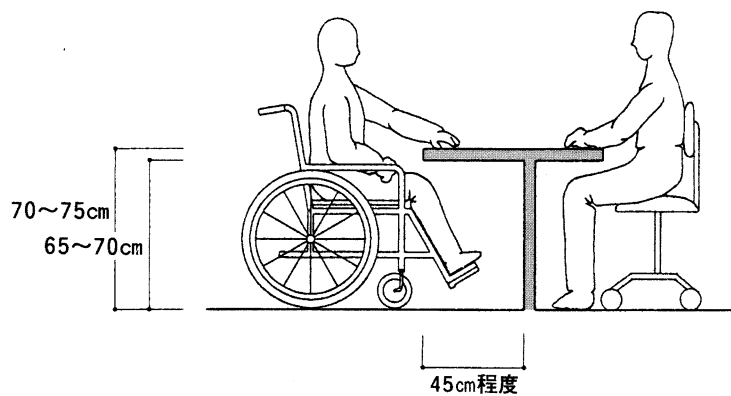


図19-B カウンター、記載台の整備例

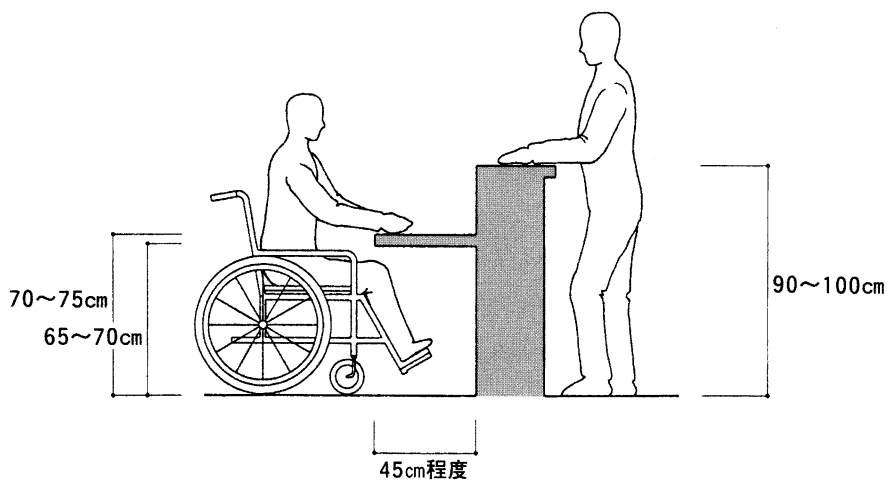


図19-C カウンター、記載台の整備例

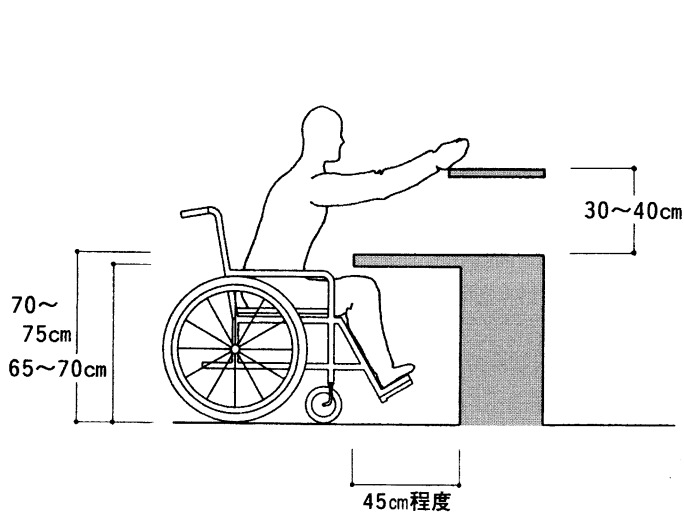
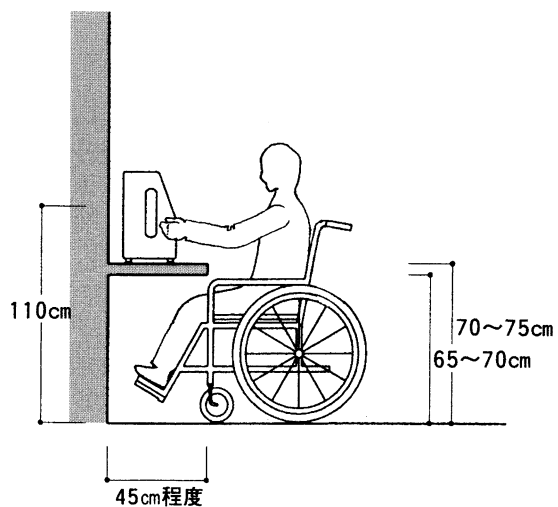


図19-D 電話台の整備例



望ましい水準

(1) 公衆電話台

ア 障害者の利用を配慮した機能をもつ電話機を設置した場合は、見やすい場所にその旨を表示する。

イ 電話ボックスの場合には床面の段差をなくし車いす使用者がボックス内に完全に入れるようにする。

(3) 自動販売機等の構造

イ 操作ボタン等の構造

(ア) 自動販売機、券売機の操作ボタンには品目、金額等を点字で表示する。

(イ) 現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口等には点字で表示する。

○ その他の事項

操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設ける。

図19-E 水飲みの整備例1

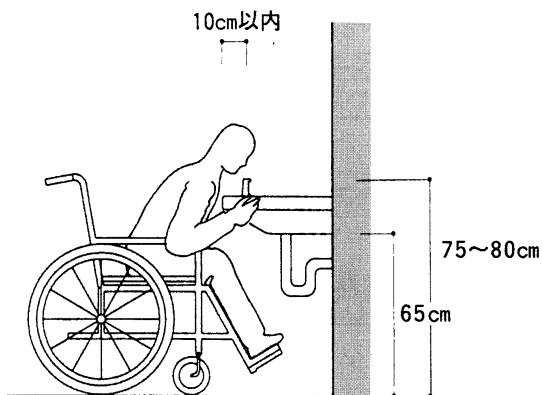


図19-F 水飲みの整備例2

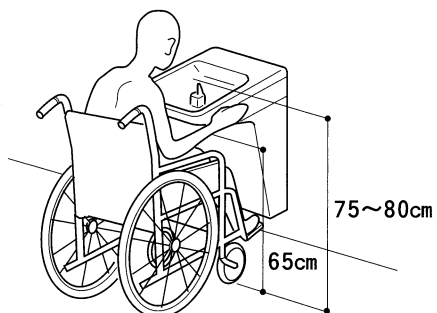


図19-G 水飲みの整備例3

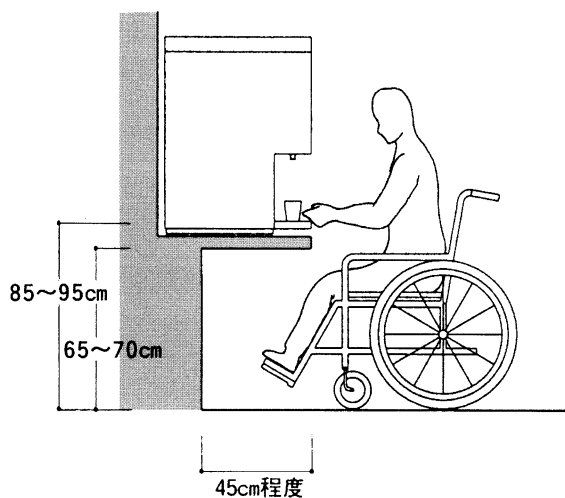


図19-H 自動販売機の整備例

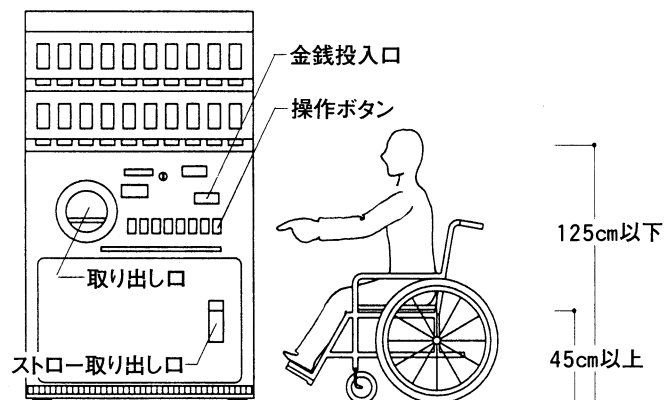
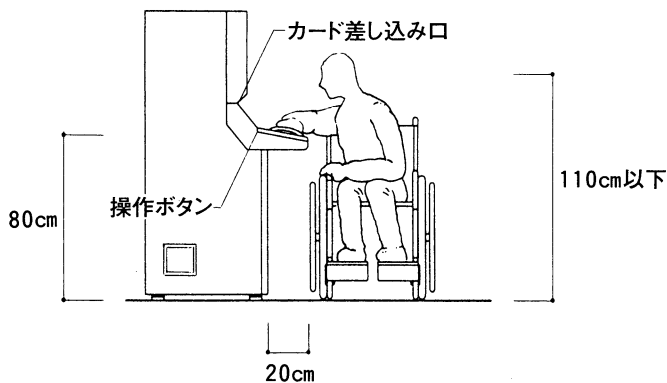


図19-I 現金自動預入・支払機の整備例



操作ボタンには、点字による表示を行う。

コ ラ ム

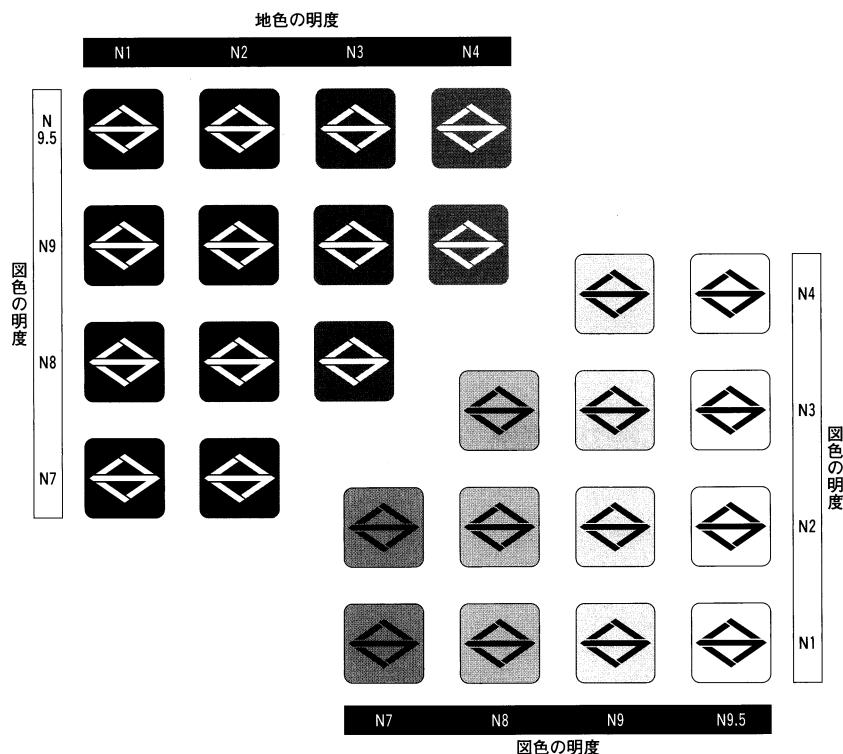
色彩に対する配慮について

日本で色覚障害[※]の人の割合は、男性で約20人に1人、女性で約500人に1人程度の割合で存在し、色の見え方は赤と緑、黄緑色と黄色など近似色が、似かよった色として判別しにくいといわれています。また、高齢者で白内障の人の場合、見え方はすりガラスを透して見た状態に似ているといわれ、視力低下の他にまぶしさも感じやすいといわれています。

不特定多数が利用する建築物等を計画する際は、案内板などサインの色にも配慮した計画が必要になります。図や文字と地色のコントラストが十分明確になるよう、見やすさに配慮し、明度差は少なくとも5以上になることが望ましいです（下図参照）。高齢者に多い白内障の人に配慮して青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いないようにしましょう。

また、サインの見やすさを保つためには、一定の表示面輝度を確保する必要があります。屋内に設置するサインの表示面輝度は1000cd/m²位までは大きいほど文字等が読みやすくなりますが、それを超えるとまぶしくて読みにくくなります。サイン器具には照明器具を内蔵したものや外側に照明器具を付設したものの、一般照明を利用したものなどがあるので留意しましょう。

【図や文字と地色の明度対比例】 横浜市の市章



《出典》 交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備」

(一部分引用、編集しています)

※) 色覚障害の呼称について

色覚に障害があり、色の識別がしにくい人の呼称については、「色盲」「弱視」「色覚異常」「色覚障害」など、さまざまな言葉が用いられていますが、このマニュアルでは「色覚障害」と呼んでいます。